

# 第26回 ガスシステム改革小委員会 事務局提出資料

## 小売全面自由化の詳細制度設計等について

平成27年12月15日

# **1. 小売全面自由化の施行期日等について**

**2. 託送供給料金の審査の在り方について**

**3. 需要調査・需要開拓費について**

**4. 二重導管規制について**

**5. 全体最適的な導管整備方針に係るこれまでの議論  
について**

# 1 小売全面自由化の施行期日等について

- **小売全面自由化の施行期日**については、第23回ガスシステム改革小委員会（9月15日）において、以下のとおり、「**平成29年4月を念頭**」に置き、詳細制度設計に係る議論を加速していくこととされたところ。

## 第23回ガスシステム改革小委員会資料3より抜粋

### 【御指摘事項①】（草薙委員、松村委員）

小売全面自由化の施行期日については、スピード感を持って決めるべき。

- 電気の小売全面自由化については、来年4月に施行することが決定されているところであるが、「エネルギー基本計画」においても示された「市場の垣根を外していく供給構造改革」を一体的に進めるためには、ガスの小売全面自由化についても遅滞なく施行することが必要。
- そのために、前回の小委員会においては、御議論いただくべき論点に優先順位を付け、事業者におけるシステム設計にも大きな影響を及ぼすガス小売事業に係る論点や託送供給制度に係る論点等から順に御議論いただくこととしたところ。
- これらの論点については、本日以降も順次御議論いただく予定であるが、国民からの期待も考慮すれば、具体的な施行期日については、委員からも御指摘があった平成29年4月を念頭に置き、本日以降の議論を加速していく。
- その上で、実際の施行期日については、今後の御議論も踏まえ、できるだけ早期に決定することとしたい。

# 1 小売全面自由化の施行期日等について

- 小売全面自由化に係る詳細制度設計については、これまで、事業者におけるシステム設計にも大きな影響を及ぼすガス小売事業に係る論点や託送供給制度に係る論点等について優先的に御議論いただきてきたところであり、熱心な御議論の結果、これらの論点については、概ねの方向性が定まってきたところ。
- 引き続き詰めなければならない論点は一定程度存在するものの、小売全面自由化の実施に係る全体的なスケジュールについては、国民や事業者等の予見可能性を高めることが重要であることから、小売全面自由化の施行期日は平成29年4月1日とするなど、小売全面自由化の実施に係る全体的なスケジュールは以下のとおりとし、これらのスケジュールを前提として、残された論点に係る議論、国における規則類の整備及び小売全面自由化に向けた事業者における準備を加速していくこととしてはどうか。

## <平成28年>

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 春      | ● 託送供給約款の策定を不要とする承認    |
| 7月     | ● 託送供給約款の事前認可申請の期限     |
| 8月     | ● ガス小売事業の事前登録申請に係る受付開始 |
| 8～9月目途 | ● 経過措置料金規制が課される事業者の指定  |
| 12月    | ● 最終保障供給約款の届出の期限       |

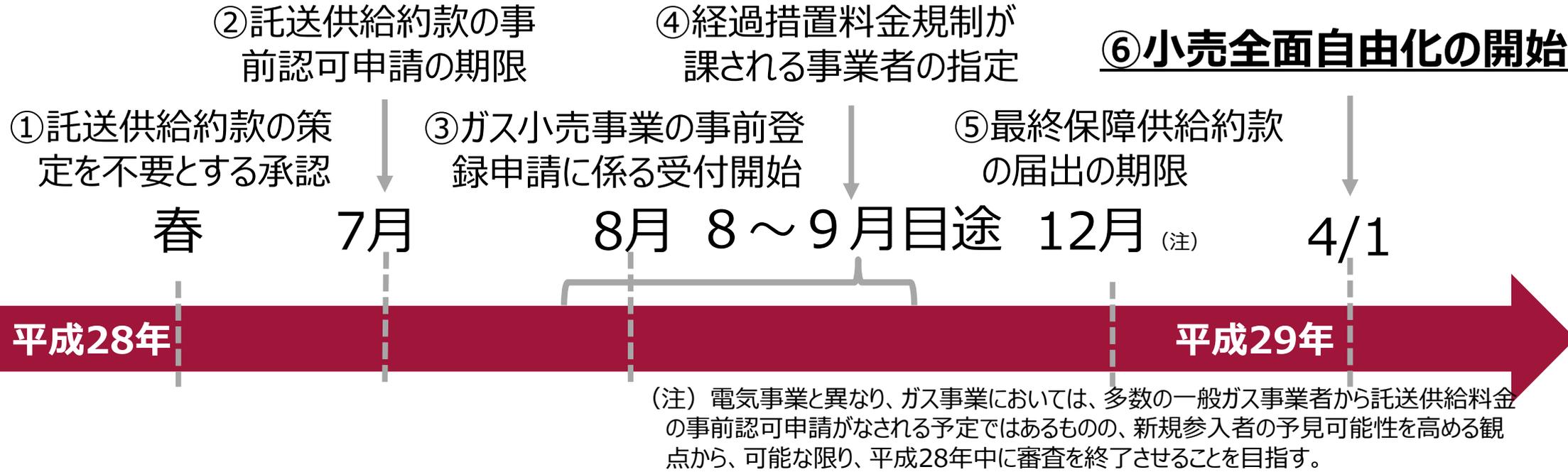
## <平成29年>

|      |              |
|------|--------------|
| 4月1日 | ● 小売全面自由化の実施 |
|------|--------------|

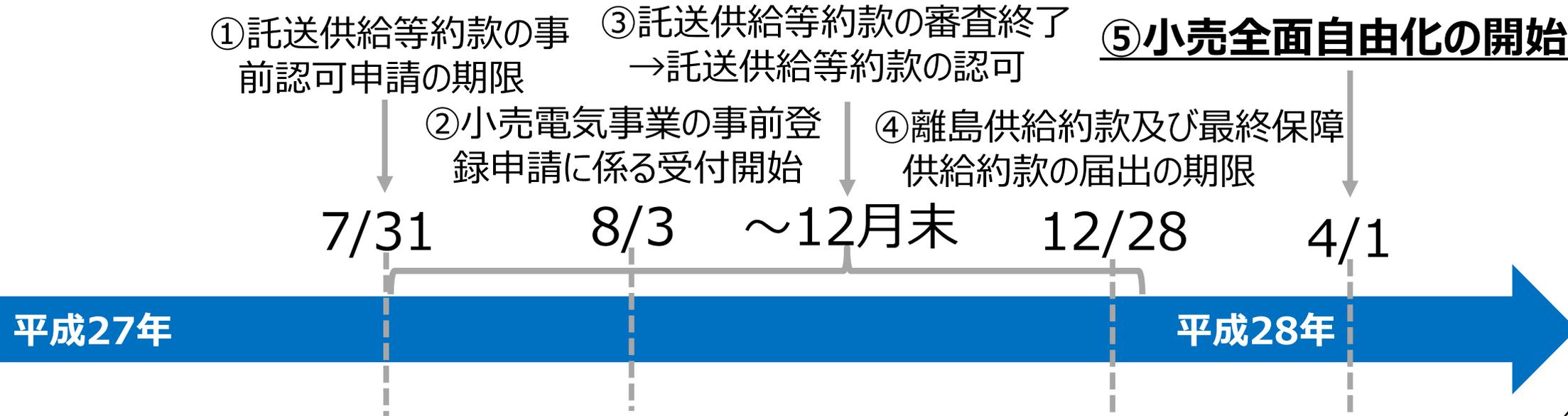
(注) 電気事業と異なり、ガス事業においてはガス事業者が多数存在することに加え、大半は中小事業者であるという実態を踏まえ、託送供給約款を策定するために必要となる規則など、小売全面自由化を実施するために必要となる規則類については、本小委員会における御議論も踏まえながら、可能な限り早期に整備し、周知することとする。

# 1 小売全面自由化の施行期日等について

## ガスの小売全面自由化の実施スケジュール



## <参考> 電気の小売全面自由化の実施スケジュール



**1. 小売全面自由化の施行期日等について**

**2. 託送供給料金の審査の在り方について**

**3. 需要調査・需要開拓費について**

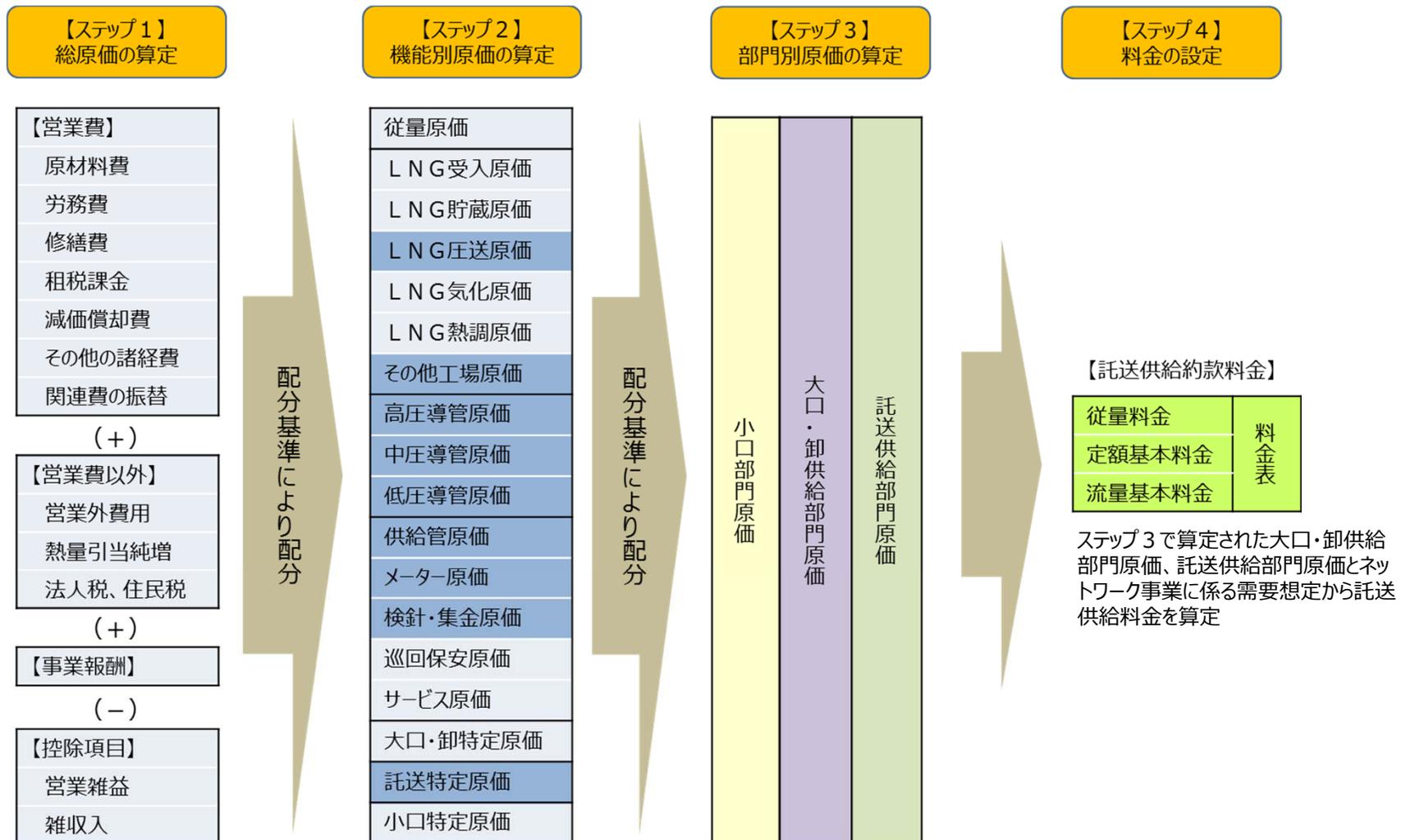
**4. 二重導管規制について**

**5. 全体最適的な導管整備方針に係るこれまでの議論  
について**

# 2① 現行制度下における託送供給料金の算定方法について

- 現行制度下においては、いわゆる総括原価方式により、一般ガス事業者は、将来の合理的な期間を「原価算定期間」として設定し、まず、一般ガス事業全体に係る営業費等を算定することによりこれに係る総原価を算定している。
- 次に、この総原価から、ネットワーク事業に係るものを抽出してネットワーク事業に係る原価を算定し、この原価とネットワーク事業に係る需要想定により、託送供給料金を算定している。

## 現行制度下における託送供給料金の算定イメージ



## 2②一般ガス導管事業者の託送供給料金原価の範囲について

- 今般の小売全面自由化に伴う事業類型の変更に伴い、現在の一般ガス事業者は、原則として、ガス小売事業、一般ガス導管事業、ガス製造事業の3事業を兼業することとなるが、一般ガス導管事業者が託送供給料金を算定するに当たっては、その小売部門に係る営業費を一般ガス導管事業に係る総原価に含めることは認められない。このため、一般ガス導管事業者は、専ら一般ガス導管事業に係る営業費のみをその総原価に含めることが許容されるなど、一般ガス導管事業者の託送供給料金原価の範囲及びその考え方については、以下のとおりである。

### 一般ガス導管事業者の託送供給料金原価の範囲とその考え方について

| 営業費（製造・導管） |     |     |     |     |      |    |       |     |     |     |       |      |       |     |       |        | 一般管理費 | 営業外費用 | 法人税・住民税 | 事業報酬 | 控除項目 |
|------------|-----|-----|-----|-----|------|----|-------|-----|-----|-----|-------|------|-------|-----|-------|--------|-------|-------|---------|------|------|
| 原材料費       | 労務費 | 修繕費 | 電力料 | 水道料 | 消耗品費 | 運賃 | 旅費交通費 | 通信費 | 保険料 | 賃借料 | 委託作業費 | 租税課金 | 試験研究費 | 教育費 | 安全周知費 | たな卸減耗費 |       |       |         |      |      |

(注) 原価算定期間については、ガス料金に係る現行の審査要領や、電気の託送供給等料金に係る審査要領と同様、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合を除き、原則として3年間とする。

#### ①緊急保安・内管漏えい検査等に係る費用について

- 改正後のガス事業法においては、緊急保安・内管漏えい検査等については、一般ガス導管事業者が行うべきこととされていることから、これらに係る費用については、「労務費」や「委託作業費」等として、一般ガス導管事業に係る総原価に含める必要がある。
- 他方、現在の一般ガス事業者が、内管漏えい検査と消費機器調査を外部に委託している場合には、これらの費用は「委託作業費」として算入されているところ、小売全面自由化後、消費機器調査はガス小売事業者が行うべきこととされていることから、消費機器調査に係る費用を一般ガス導管事業に係る総原価に含めることは認められない。

#### ②安定供給維持のための需給調整に係る費用について

- 一般ガス導管事業者は、ガスの安定的な供給を確保するため、引き続き、必要な需給調整や圧力調整を行う必要があることから、これらに係る費用については、一般ガス導管事業に係る総原価に含める必要がある。

## 2②一般ガス導管事業者の託送供給料金原価の範囲について

### 一般ガス導管事業者の託送供給料金原価の範囲とその考え方について

#### ③需要調査・需要開拓に係る費用について

- 小売全面自由化後も引き続き、都市ガス導管網の整備を促進する観点から、これに資する需要調査・需要開拓に係る費用については、ガス小売事業者間の公平性を確保しつつ、託送供給料金原価に含めることが認められたため、これらに係る費用については、「委託作業費」等として、一般ガス導管事業に係る総原価に含める必要がある。

#### ④バイオガスの調達に係る費用について

- 次頁のとおり、前回の小委員会においては、非化石エネルギー源の利用を促進する観点から、供給高度化法に基づく責務として、小売全面自由化後は、ガス小売事業者に対してバイオガスを積極的に調達することを求めることとしたところ。
- この点、バイオガス調達に係る費用は、一般的に、LNG等の原料と比べて割高であるところ、ガス小売事業者間の公平な競争環境を整備する観点からは、バイオガスを調達したガス小売事業者のみが、競争上不利になることは避けなければならない。
- このため、以下の審議会の中間とりまとめにおける記載も踏まえ、バイオガス調達に係る費用のうち、ガスの一般的な調達費用よりも割高となる費用については、ガス小売事業者間の公平性を確保することを前提として、託送供給料金原価に含めることとしてはどうか。

#### ⑤気化原価の取扱いについて

- いわゆる気化原価については、制度上、平成30年3月31日までの間、託送供給料金原価に算入することが許容されているものの、今般の託送供給料金の事前認可申請に係る審査を行うに当たっては、気化原価の原価算入は認めないこととする。

### 総合資源エネルギー調査会 都市熱エネルギー部会 中間とりまとめ（平成23年2月）より抜粋

#### 3. バイオガス購入費用の託送供給原価算入の取扱い

- バイオガス購入費用については、前述のとおり、供給元が限られており、LNG等の従来の原料と比べて、割高となることが見込まれている。この費用については、原料費に係る原価であるため、現行制度の取扱いによれば、小口、大口・卸部門の需要家が負担することとなっている。
- 一方、バイオガスの導入は、エネルギー供給構造高度化法に基づき、「バイオガスの導入によるガス供給を拡大するよう取り組む」よう求められており、かかる事情に基づく原料費の増加分について、公平な競争環境の確保を重視すれば、例えば託送供給料金を通じて、新規参入者の需要家にも負担を求めることも考えられる。

# (参考) 供給高度化法に基づくバイオガス調達に係る前回の本小委員会における整理

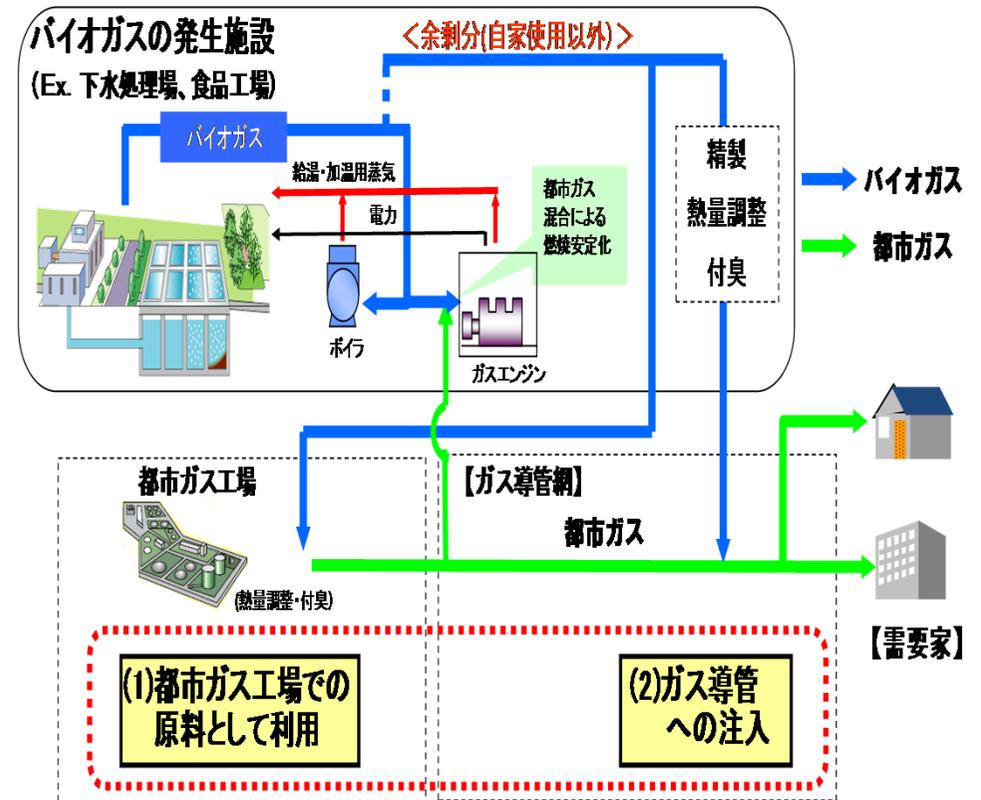
## 現行の判断基準の概要

### <利用目標>

一般ガス事業者等は、平成27年において、(一般ガス事業者等の) 供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガスの80%以上を利用することを目標とする。

### <実施方法に関する事項>

- 一般ガス事業者等は、バイオガスの発生源及び発生量等の調査を定期的に行う。
- 一般ガス事業者等は、上記の調査結果を踏まえ、技術的・経済的観点から、その利用可能性を検証する。
- 一般ガス事業者等は、バイオガスの調達に当たり、ガスの組成や受入条件等の条件を定め、公表する。等



## 第25回ガスシステム改革小委員会資料4より抜粋

### (1) 事業類型の変更について

- ➡ 現行の告示の責務主体である「一般ガス事業者等」とは、一般ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者であるが、これは、需要家に対する小売供給を行うためのガスとして、これらの者が余剰バイオガスを調達すべき旨を規定しているものである。
- この点、小売全面自由化後に小売供給を行う主体はガス小売事業者であることから、小売全面自由化後は「ガス小売事業者」に対して、バイオガスの80%以上を利用することを求めることとしてはどうか。

## 2③一般ガス事業者の更なる経営効率化を促しつつ、 小売全面自由化を遅滞なく施行するための託送供給料金の審査の在り方について

- 一般ガス導管事業者が託送供給料金を算定するに当たっての原価の範囲は、前頁までに整理したとおりであり、国がこの原価の妥当性を確認するに当たっては、費目ごとに個別に審査することが原則。
- 他方、電気事業と異なり、今般の都市ガスの小売全面自由化に当たっては、中小事業者を含めた**100者超の一般ガス事業者から託送供給料金の事前認可申請がなされる**ところ、国民からの期待も踏まえ、①平成29年4月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要があることや、②託送供給料金を早期に確定させ、新規参入者の予見可能性を高める観点からは、「低廉な託送供給料金の実現を図りつつ、規制コストを一定程度軽減することができる現実的な査定方法」により、託送供給料金の事前認可申請に係る料金審査に臨むことが必要であり、この審査の在り方が論点となる。



### 【論点】

- 今般の都市ガスの小売全面自由化に伴い、100者超の多数の一般ガス事業者から託送供給料金の事前認可申請がなされる場合における審査の在り方が論点
- これを検討するに当たっては、以下の点に留意することが必要
  - ✓ 低廉な託送供給料金の実現を図ること
  - ✓ 規制コストを一定程度軽減すること

## 2③一般ガス事業者の更なる経営効率化を促しつつ、小売全面自由化を遅滞なく施行するための託送供給料金の審査の在り方について

- 規制コストを一定程度軽減しつつ、併せて低廉な託送供給料金を実現する観点からは、一定の費目について事業者間で比較査定を行うことにより、経営効率化が進んでいない事業者に対して更なる経営効率化を求める査定方法である「ヤードスティック方式」を採用することが有効である。
- この点、13頁以降の資料のとおり、ガス事業においては、経営効率化が進展している一般ガス事業者が相当程度存在することから、今般の託送供給料金の事前認可申請に係る料金審査を行うに当たっては、義務的に課される租税課金等の比較査定には適さない費目以外の費目については、経営効率化が進展している一般ガス事業者と、経営効率化が遅れている他の一般ガス事業者とを比較査定することにより、全ての一般ガス事業者に対して経営効率化を求める審査方法を採用することとしてはどうか。（＝比較査定に適した費目については、規制コストの軽減を図りつつ、多数の事業者を一度に審査することができる「ヤードスティック方式」を採用）
- また、小売全面自由化後も都市ガス導管網の整備を促進する観点からは、減価償却費等の設備投資に関連する費目については、その事業者に見合った適正な設備形成が図られ、かつ、これに無駄がないかどうかを個別に審査することが適当であり、他の事業者との比較査定を行うことにより、原価算入が許容される費用が一律に減額された結果、必要な都市ガス導管網の整備が進まなくなることは適当ではない。（注1）
- このため、こうした費目については、義務的に課される租税課金等の比較査定には適さない費目と同様、個別に審査を行うことにより、経営効率化が進展している一般ガス事業者を含め、個々の事業者に見合った適正な費用が算入されているかどうかを確認することとしてはどうか。（＝比較査定に適さない費目については、個別にその費用の妥当性を審査）（注2）（次頁に続く）

（注1）電気事業における託送供給等料金に係る審査要領においても、減価償却費等の設備形成に係る費目については、比較査定の対象とはされていない。

（注2）事前認可申請に係る託送供給料金の審査の在り方については、今後、国は、行政手続法の規定に基づき、「審査基準（審査要領）」を定めることとなるが、これは、事前認可申請を行う全ての一般ガス事業者にとって公平なものとする必要があることから、上記の審査方法については、事前認可申請を行う全ての一般ガス事業者に対して適用することとする。

## 2③一般ガス事業者の更なる経営効率化を促しつつ、小売全面自由化を遅滞なく施行するための託送供給料金の審査の在り方について

- 前頁の審査方法は、同じ期間内に多数の事業者から託送供給料金の事前認可申請がなされるという特殊性を踏まえた特例的なものであり、小売全面自由化後、一般ガス導管事業者が託送供給料金の値上げをしようとする場合には、こうした特殊性に配慮する必要がないことから、現行の「一般ガス事業供給約款料金審査要領」に準じ、各費目を個別に審査することとなる。また、前頁の方法で審査された場合においても、導管部門に係る利潤が必要以上に積み上がっていないかなど、事後規制については引き続き厳格に行うことが前提。
- なお、一般ガス導管事業者の総原価のうち、その妥当性を個別に審査するものと、比較査定を行うものの別については、以下のとおりとなる。

| 営業費（製造・導管） |     |     |     |     |      |    |       |     |     |     |       |      |       |     |       |        |         |      |    |       |       |       |         |      |      |
|------------|-----|-----|-----|-----|------|----|-------|-----|-----|-----|-------|------|-------|-----|-------|--------|---------|------|----|-------|-------|-------|---------|------|------|
| 原材料費       | 労務費 | 修繕費 | 電力料 | 水道料 | 消耗品費 | 運賃 | 旅費交通費 | 通信費 | 保険料 | 賃借料 | 委託作業費 | 租税課金 | 試験研究費 | 教育費 | 安全周知費 | たな卸減耗費 | 固定資産除却費 | 貸倒償却 | 雑費 | 減価償却費 | 一般管理費 | 営業外費用 | 法人税・住民税 | 事業報酬 | 控除項目 |

比較査定の対象費用

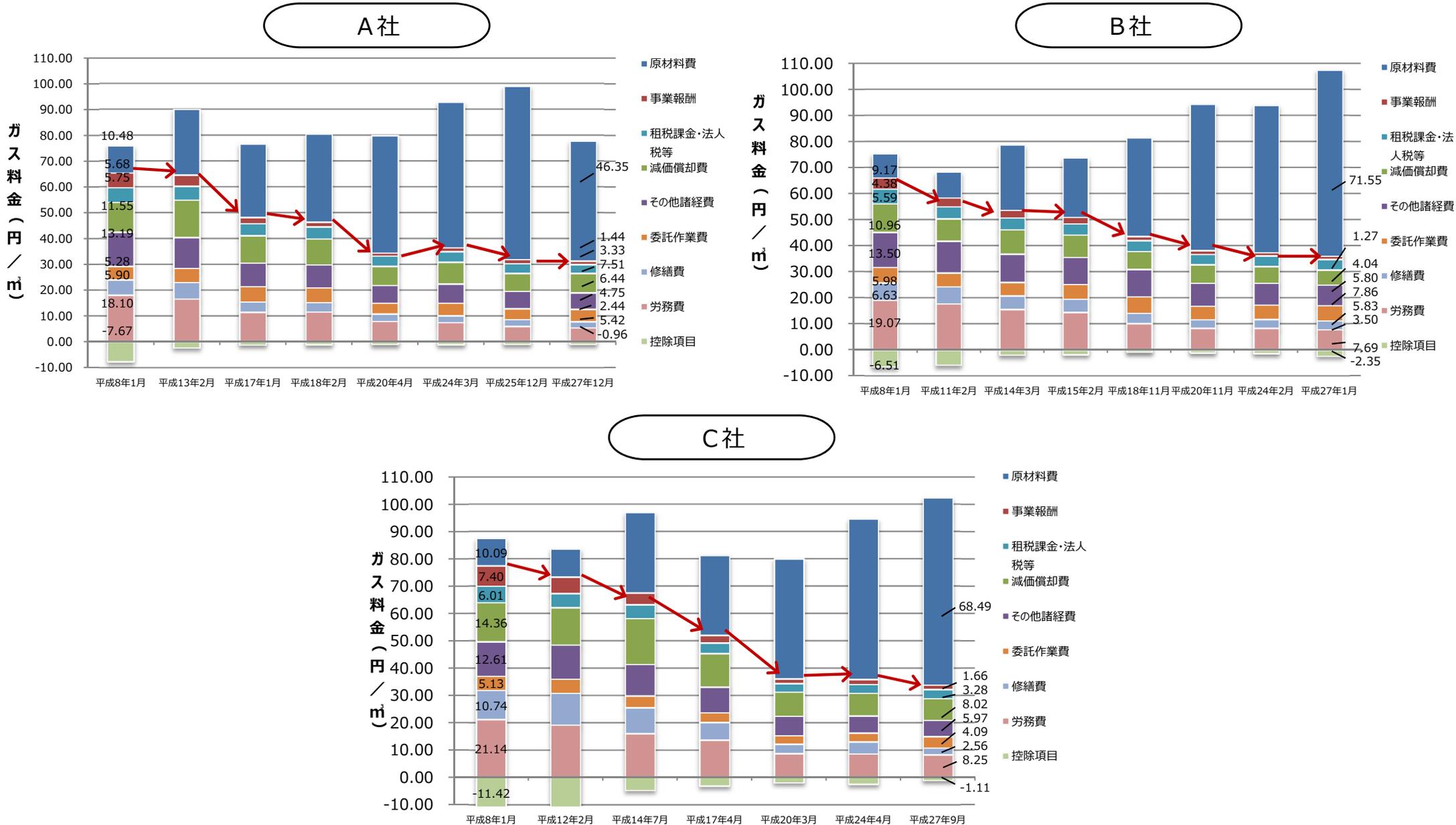
個別査定の対象費用

(注1) 比較査定の対象費用については、国が個別にその費用の妥当性を確認するものではなく、あくまで、他の事業者との比較において、当該事業者にとって妥当な水準とされたものである。

(注2) 個別査定の対象費用と比較査定の対象費用の割合は、概ね6：4である。

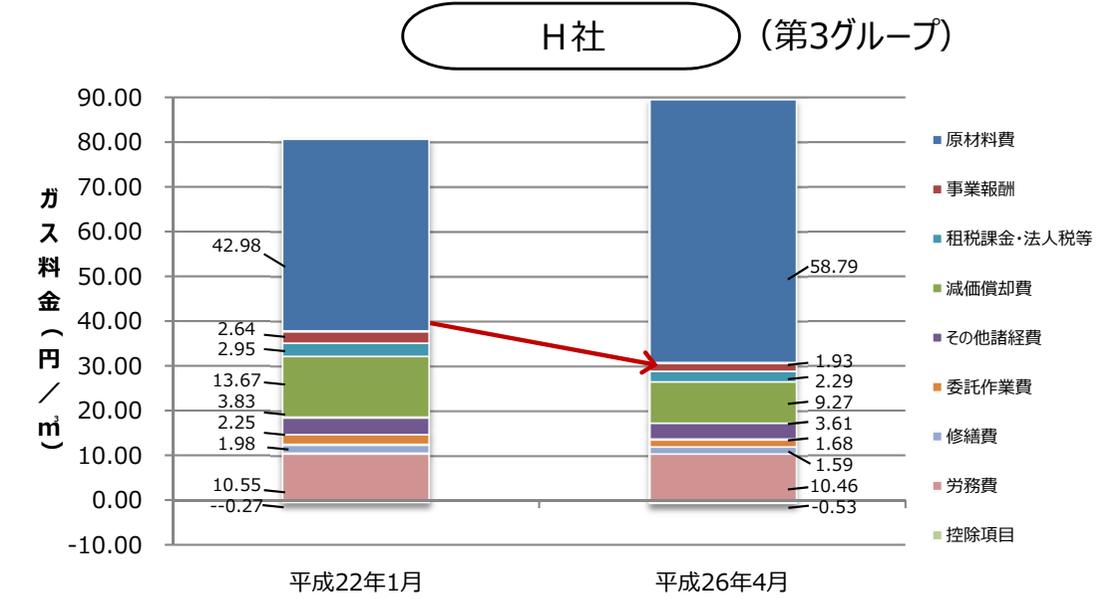
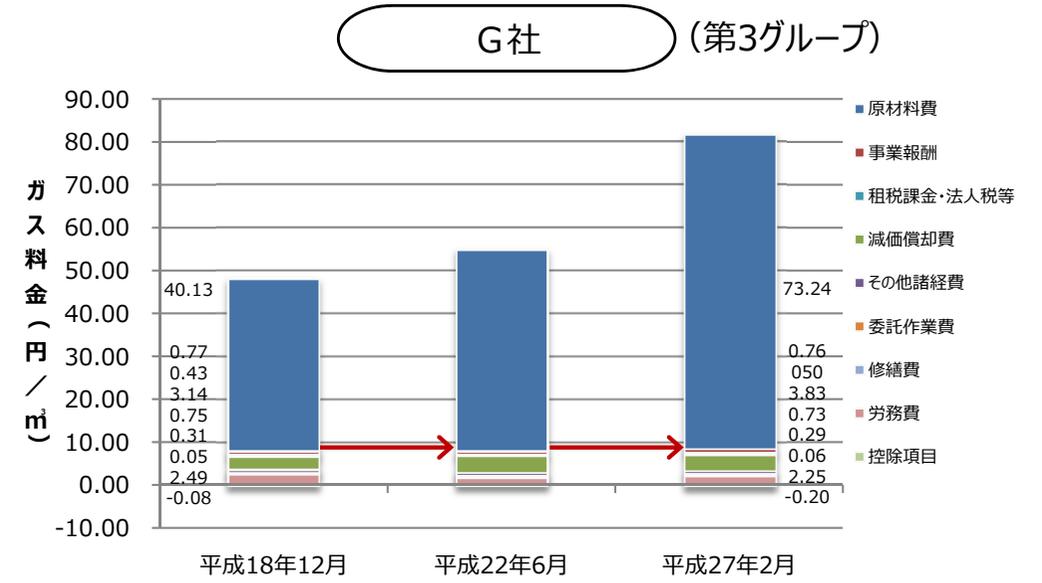
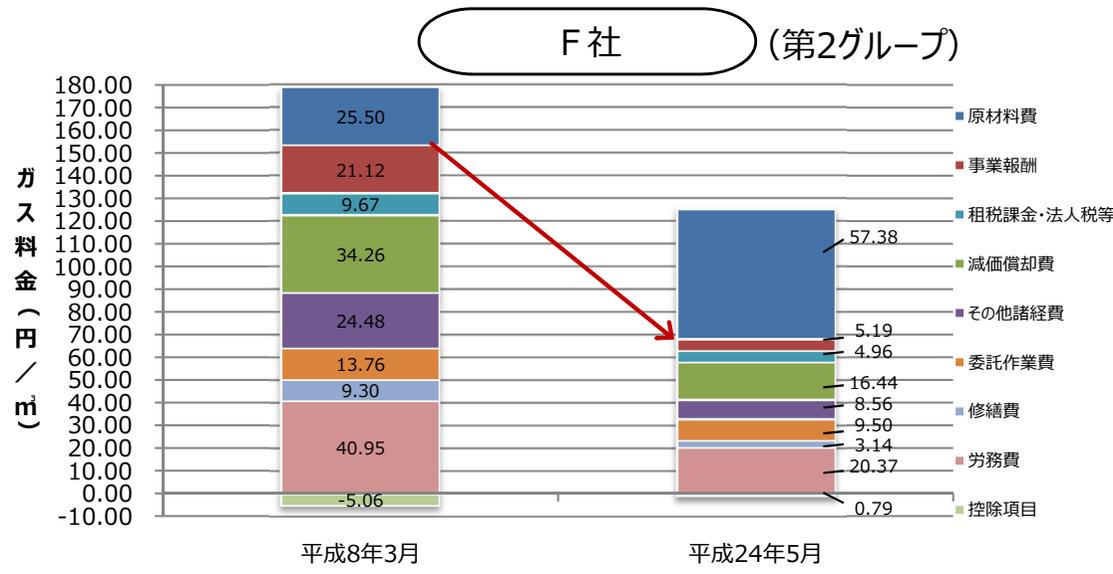
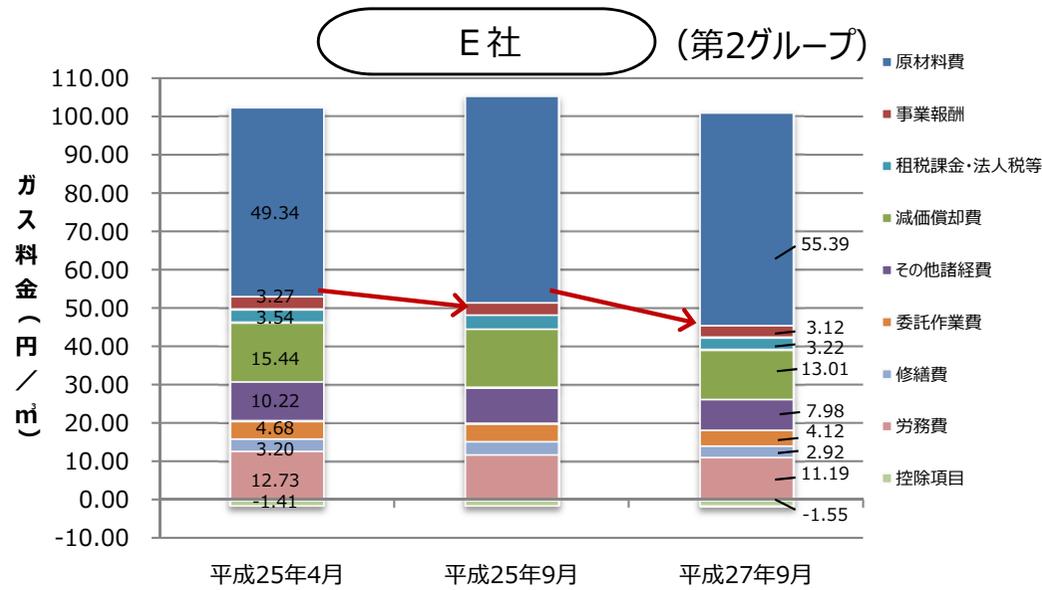
# (参考) 一般ガス事業者の経営効率化の進展について

- 都市ガス大手3社の供給約款料金に係るガス販売量当たりの単価の内訳の推移は以下のとおりであり、**原材料費以外の費用**については、**経営効率化を進展させることにより、削減させてきたことが伺える。**



# (参考) 一般ガス事業者の経営効率化の進展について

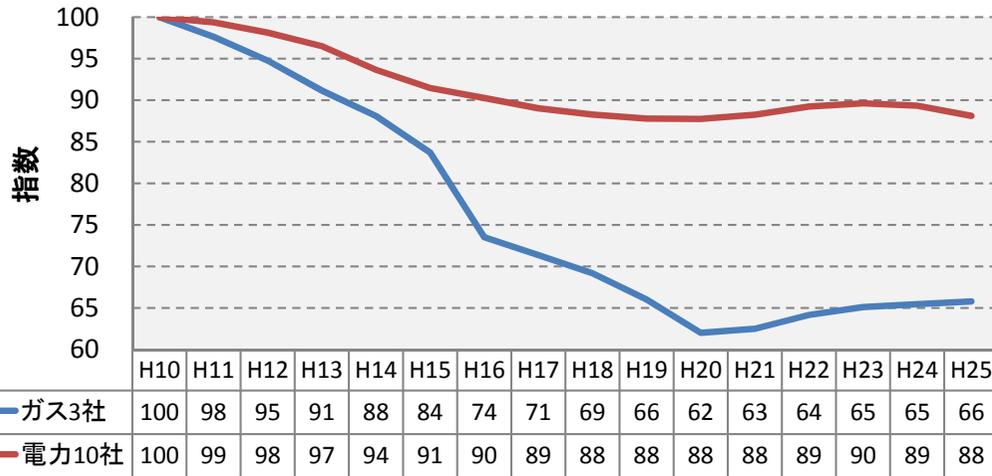
- 第2グループ・第3グループに分類される一般ガス事業者の中にも、以下のとおり、経営効率化を進展させることにより、原材料費以外の費用を削減させてきた事業者が存在する。



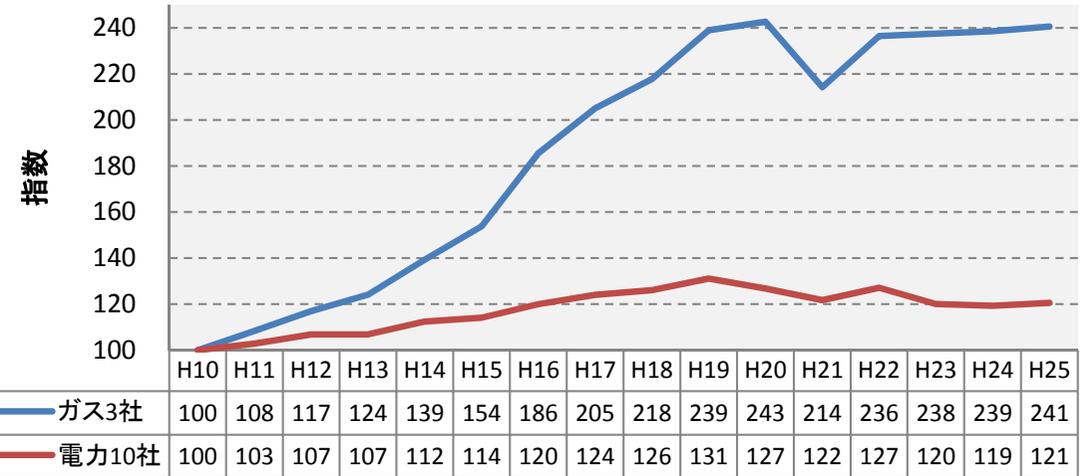
# (参考) 一般ガス事業者と一般電気事業者の経営効率化の比較について

- 一般ガス事業者（都市ガス大手3社）と一般電気事業者のこれまでの経営効率化を比較した場合、以下のとおり、いずれにおいても経営効率化が進展していることが見て取れるものの、**販売量当たりの固定費**については、一般ガス事業の方が低く抑えられている。

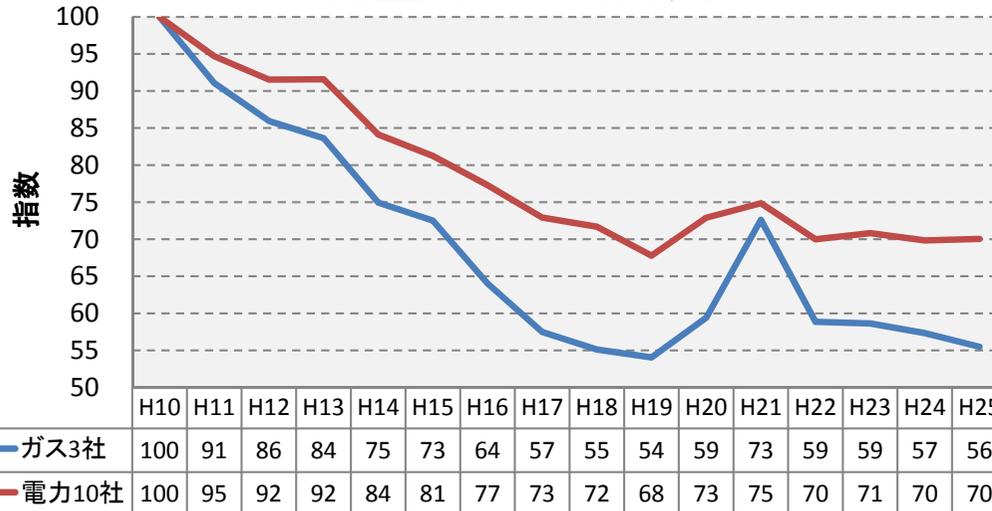
## 従業員数



## 一人あたり販売量



## 販売量あたり固定費



(注) ガスと比較して、電気については、さほど需要が伸びていない点に留意。

(出所) 電気事業便覧、ガス事業便覧を基に事務局作成。

## (参考) 現行の料金審査におけるヤードスティック的査定について

- **ガス事業における現行の料金審査**においては、各営業費の妥当性を個別に審査した上で、事業者間の継続的かつ自律的な経営効率化競争を促す観点から、**それぞれの事業者の経営効率化の程度を共通の尺度で相対評価し、比較査定を行うという「ヤードスティック的査定」が、平成8年1月の料金改定時から導入されている。**
- これは、**一般ガス事業者を14のグループに分類し、グループごと分類された一般ガス事業者を比較査定するものであるが、電気事業においてはグループ分類はなされていないものの、ガス事業においてグループ分類がなされた理由**は、**一般ガス事業者は200者以上もの事業者が存在するところ、経営形態、企業規模、原材料の種類等がそれぞれの事業者で異なることから、経営効率化を一律に求める「ヤードスティック的査定」を行うに当たっては、①経営形態の違い（公営・民営の別）、②原材料及びこれに応じたガスの製造方法の違い、③地域性の3つの観点から分類したグループごとに査定を行うことが適当とされたことによる。**
- また、「ヤードスティック的査定」において**事業者間で比較する評価項目**については、**設備投資関連費用と一般諸経費**である(注)こととされており、電気事業と同様、**①評価項目の水準と、②評価項目の変化率を事業者間で比較することにより、経営効率化努力が不足している一般ガス事業者の評価項目については、定められた方法に基づき（例えば、より一層の経営効率化努力を促すべきとされた事業者については1%）、一律に減額されることとなっている。**

(注) 電気事業におけるヤードスティック的査定については、平成21年8月の電気事業分科会報告に基づき、設備投資関連費用が比較査定の対象外と整理されており、これは電気の小売全面自由化に伴って一般電気事業者から事前認可申請がなされた託送供給等料金に係る審査要領においても同様である。今後、都市ガス導管網の整備を促進するに当たっては、電気事業と同様、設備投資関連費用については、各事業者に見合った適正な設備形成が図られ、これに無駄がないかどうかを個別に審査することが適当であり、他の事業者との比較により、一律に減額することは適当ではないことから、比較査定の対象とすることは適当ではない。

# (参考) 現行の料金審査におけるヤードスティック的査定について

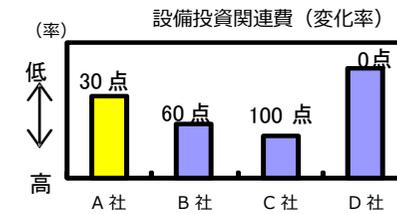
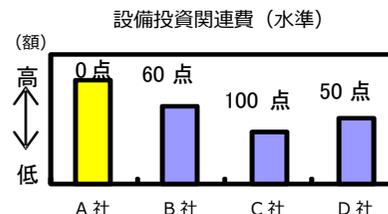
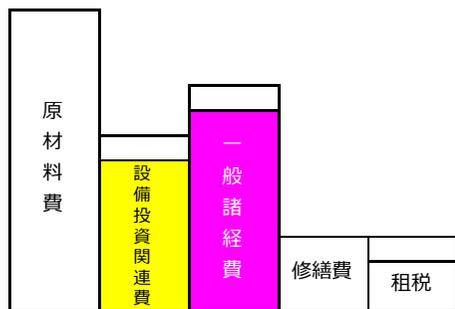
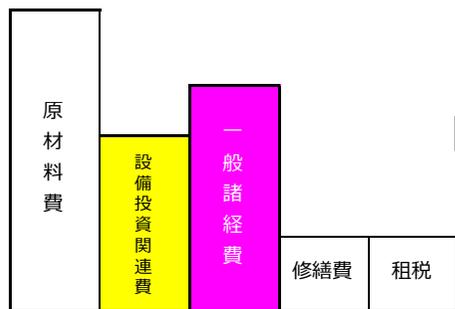
## 現行の料金審査におけるヤードスティック的査定のイメージ

A社  
 <申請原価>

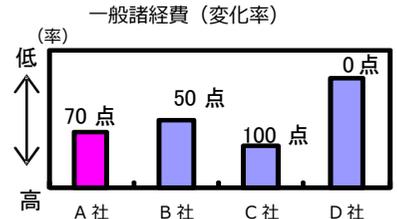
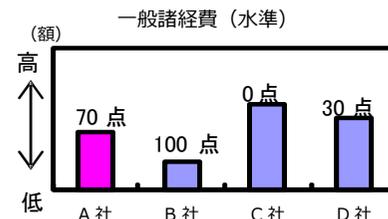
<個別査定>  
 認可申請原価を査定し、査定金額を各原価項目から控除

第1回ガス料金制度小委員会（平成25年7月）資料5より抜粋

類似の事業者ごとにグループ分けを行い、同一グループ内の事業者同士で経営効率化努力の度合いを相対比較することにより査定。



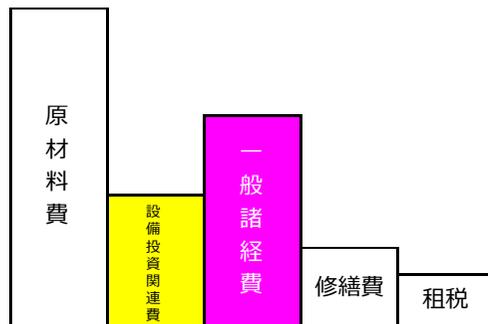
・水準比較  
 販売量当たりの原価を比較  
 ・変化率比較  
 今回と前回改定時との販売量当たりの原価の変化を比較



設備投資関連費が  
 第Ⅲ類のため  
 1%カット

<算定結果>  
 第Ⅲ類 第Ⅰ類

<総原価>  
 個別査定、比較査定後の結果



(参考)  
設備投資関連費  
 減価償却費、事業報酬（固定資産関連）、供給管費用、賃借料、固定資産除却費、控除項目のうち償却費・支払利息等相当  
一般諸経費  
 労務費、電力料、水道料、消耗品費、運賃、旅費交通費、通信費、保険料、委託作業費、試験研究費、教育費、需要開発費、たな卸減耗費、貸倒償却、雑費、控除項目のうち比較対象除外項目及び設備投資関連費用以外

比較査定による査定率  
 第Ⅰ類・・・0%（効率化が進むと認められる）  
 第Ⅱ類・・・0.5%減（一層の努力を促す）  
 第Ⅲ類・・・1%減（より一層の努力を促す）

効率化努力が求められる事業者に対して、より大きな査定

# (参考) 現行の料金審査におけるヤードスティック的査定について

## 現行の料金審査におけるヤードスティック的査定における事業者グループ<sup>°</sup>

(別表第一) 民間事業者 公営事業者

|                      | I                          | II   | III   | IV  |
|----------------------|----------------------------|--|---|---|
|                      | 行政区当たり<br>需要家数<br>(15万件以上) | 卸供給<br>LNG、国産天然ガス、石油系ガス：<br>気化設備を保有せず  | LNGサテライト等<br>LPGエア<br>(気化設備のみ保有)  | 石油系<br>(改質装置を保有)<br>複数原料<br>主に卸供給・石油系<br>統の複合形態 |
| 北海道<br>東北            | ①北海道                       | ②室蘭 苫小牧<br>東部 湖東 のしろ<br>八戸 塩釜 仙南<br>庄内中部 福島 山形   | ③滝川 美唄 帯広 岩見沢 旭川 釧路<br>弘前 十和田 五所川原 黒石 盛岡<br>釜石 水沢 一関 花巻 石巻 古川 鶴<br>岡 酒田天然 寒河江 新庄都市 いわ<br>き 常磐共同 常磐都市 若松 相馬<br>東北 青森     |   |
| 関東                   | 東京 京葉 北陸 静岡                | ④青梅 足利 佐野 桐生 館林 伊勢<br>崎 埼玉 本庄 入間 新発田 越後<br>天然 蒲原 栄ガス組合 白根 吉田<br>松本 上田 諏訪 長野都市 新日<br>本 西武 東京ガス山梨<br>⑤武陽 昭島 筑波学園 東武液化石<br>油 栃木 北日本 太田都市 武州<br>東彩 大東 角栄 鷲宮 日高都市<br>幸手都市 坂戸 松栄 伊奈都市<br>大多喜 千葉 野田 東日本 京和<br>日本瓦斯 小田原 秦野 厚木 東上<br>熱海 東海 島田 中遠 袋井 美浦<br>武蔵野 湯河原 | ⑥鬼怒川 沼田 渋川 秩父 銚子 房州<br>総武 佐渡 大町 信州 伊東 御殿場<br>下田   |   |
| 中部<br>北陸<br>近畿       | 東邦<br>大阪                   | ⑦中部 犬山 津島 大垣<br>高岡<br>河内長野 甲賀協同 伊丹産業 大<br>和 桜井 大武  | ⑧上野都市 名張近鉄<br>日本海 小松<br>敦賀 越前エネライン 長田野GC 洲<br>本 篠山都市 新宮 丹後 豊岡エネル<br>ギー 五条 福知山都市ガス(福知山<br>市)                             |   |
| 中国<br>四国<br>九州<br>沖縄 | 広島<br>西部                   | ⑨福山 水島<br>大牟田 高松 久留米 鳥栖 佐賀 大<br>分 加治木 国分隼人   | ⑩因の島 鳥取 米子 出雲 浜田 津山<br>岡山 山口合同<br>四国<br>西日本 筑紫 直方 飯塚 唐津 伊万<br>里 九州 小浜 第一 天草 山鹿都市<br>エコア 宮崎 日本ガス 南日本 阿久<br>根 南海 出水<br>沖縄 |   |

|                      | I  | II                               | III                  |
|----------------------|--|----------------------------------|----------------------|
|                      | 卸供給<br>LNG、国産天然ガス、石油系ガ<br>ス：気化設備を保有せず  | LNGサテライト等<br>LPGエア<br>(気化設備のみ保有) | 石油系<br>(改質装置<br>を保有) |
| 北海道<br>東北            | ⑪<br>由利本荘市 男鹿市 庄内町   | 長万部町<br>仙台市 気仙沼市 にかほ市            |                      |
| 関東                   | ⑫上越市 柏崎市 見附市<br>小千谷市 糸魚川市 妙高市<br>魚沼市<br>⑬富岡市 下仁田町 東金市 習志<br>野市 白子町 大網白里町 九十<br>九里町 長南町 |                                  |                      |
| 中部<br>北陸<br>近畿       | ⑭<br>大津市   | 金沢市<br>福井市                       |                      |
| 中国<br>四国<br>九州<br>沖縄 | 宇部市  | 松江市                              |                      |

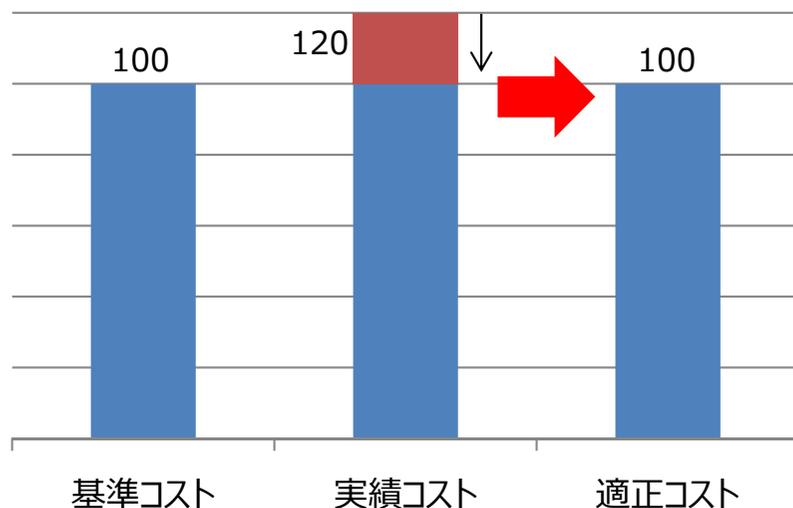
(注) 1 下線の ( ) 内は、旧事業者名。(以下公営事業者について同じ。)

2 第3章の効率化努力目標額の算出に当たっては、当面、旧事業者の小口部門原価を使用し行うものとする。

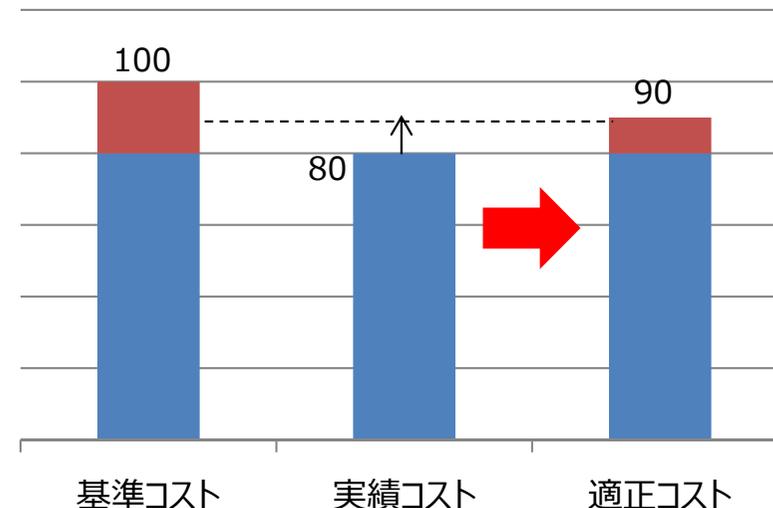
## 2④ 鉄道運賃の料金制度において採用されているヤードスティック方式について

- 現在の一般ガス事業者からなされる託送供給料金の事前認可申請に係る料金審査において、比較査定に適した費目を、ヤードスティック方式により審査するに当たっては、**鉄道運賃の料金制度において採用されているヤードスティック方式が参考となる。**
- **鉄道運賃の料金制度**においては、**減価償却費等の設備投資関連費については、個別にその費用の妥当性を審査することとされている一方、線路費等に係る人件費などについては、各事業者をJR旅客各社、大手民鉄及び地下鉄事業者の3グループに分類した上で、以下のような方法が採用されている。**
  - ① **統計的手法（回帰分析）を用いて各事業者の基準単価（他の事業者との比較により、妥当とされる当該事業者の単位当たりの単価）を算出。**
  - ② **上記①の基準単価に、原価算定期間における施設量（線路延長など）を掛けることにより、基準コスト（他の事業者との比較により、当該事業者が原価算入すべきコスト）を算出。**
- また、**基準コストが過去の実績単価から導き出される実績コストを下回る場合には、基準コストを適正コスト（実際に原価算入されるコスト）とし、基準コストが過去の実績単価から導き出される実績コストを上回る場合には、当該事業者の効率化努力に報いる観点から、両者を平均した額を適正コストとすることとされている。**

【基準コストが実績コストを下回る場合】  
→基準コストを適正コストとする。

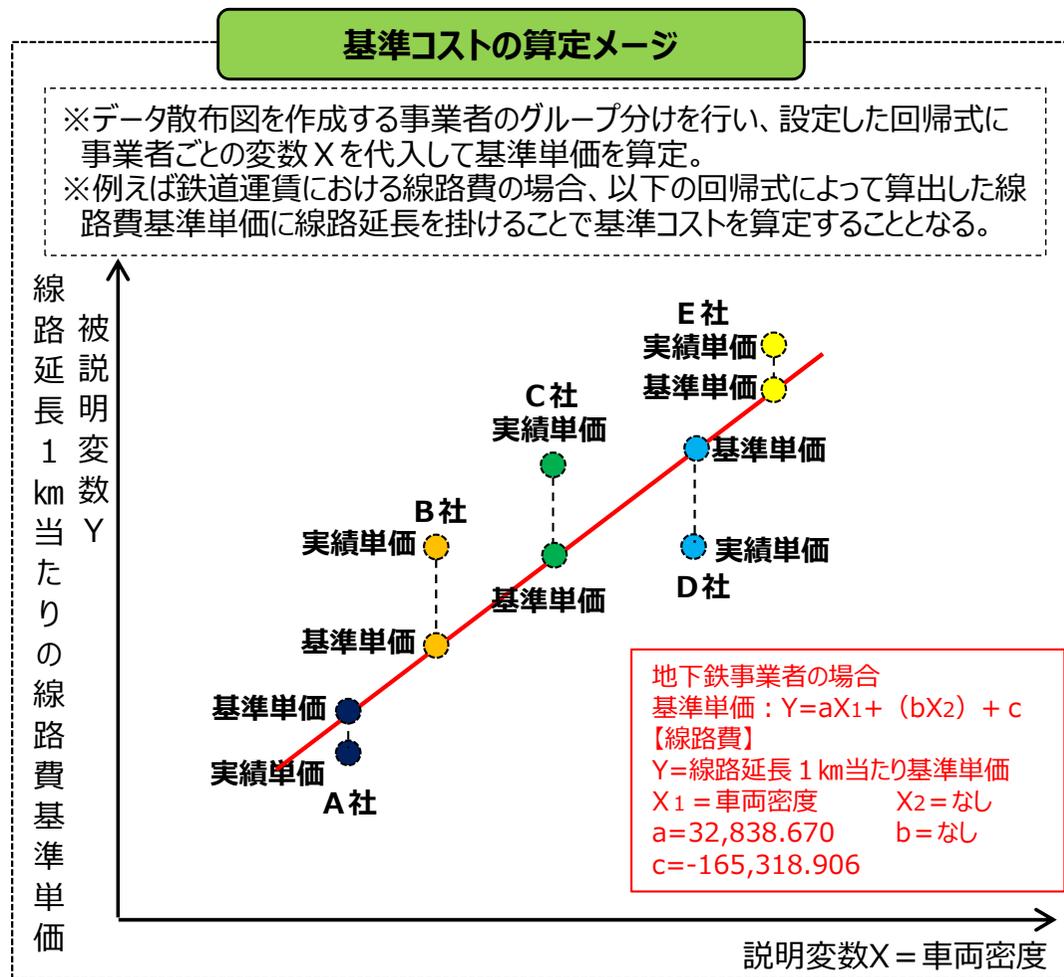
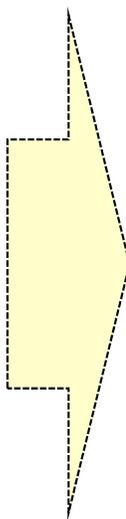
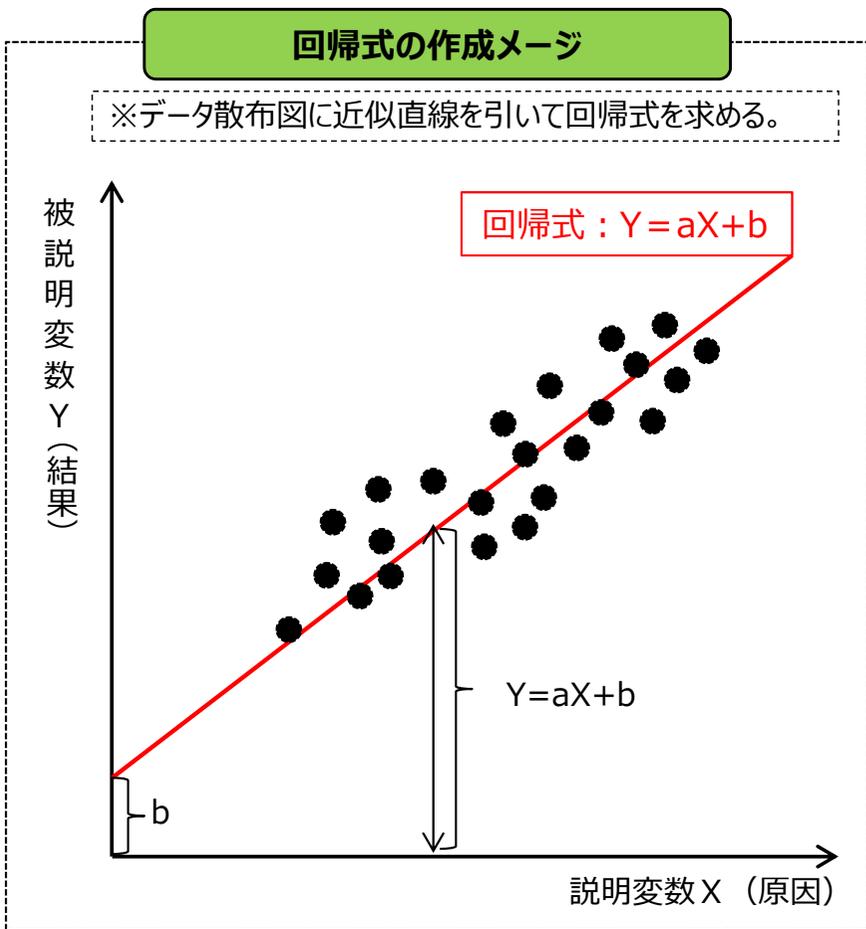


【基準コストが実績コストを上回る場合】  
→基準コストと実績コストの平均を適正コストとする。



# (参考) 回帰分析について

- 回帰分析とは、複数の変数間の関係を統計的に分析し、変数間の関係を表す一次方程式（回帰式）を求めることをいう。求めようとする値を「被説明変数（Y）」、変動原因となる値を「説明変数（X）」といい、数式としては $Y = aX + b$ として表される。
- 複数の説明変数による回帰分析を「重回帰分析」といい、数式としては $Y = aX_1 + bX_2 \dots + n$ として表される。



(出所) 国土交通省公開資料等に基づいて事務局作成。

## 2⑤ 託送供給料金の事前認可申請に係る料金審査において採用する ヤードスティック方式について

- 鉄道運賃の料金制度において採用されているヤードスティック方式と同様、託送供給料金の事前認可申請に係る料金審査においては、認可申請を行う一般ガス事業者のグループ分けを行った上で、以下の方法としてはどうか。
  - ① グループごとに、統計的手法（回帰分析）を用いて各事業者の基準単価（他の事業者との比較により、妥当とされる当該事業者の比較査定対象ネットワーク費用の単位当たりの単価）を算出。
  - ② 上記①の基準単価に、原価算定期間における導管総延長を掛けることにより、基準コスト（他の事業者との比較により、当該事業者が原価算入すべき比較査定対象ネットワーク費用）を算出。
  - ③ 比較査定対象ネットワーク費用の直近3カ年の実績平均を、期末導管総延長の直近3カ年の実績平均で除することにより、実績単価（当該事業者の過去における比較査定対象ネットワーク費用の単位当たりの単価）を算出。
  - ④ 上記③の実績単価に、原価算定期間における導管総延長を掛けることにより、実績コスト（当該事業者の過去における比較査定対象ネットワーク費用の単位当たりの単価が維持された場合におけるコスト）を算出。

（注1）認可申請を行う一般ガス事業者のグループ分けを行うに当たっては、18頁の現行のヤードスティック的査定におけるグループ分けも参考としつつ、これを行うこととする。また、回帰式については、引き続き事務局において技術的な検討を行う。

（注2）上記のプロセスを進めるに当たっては、行政による監査を受けた「託送収支計算書」や、一般ガス事業者から国に届け出られた「供給計画」などを用いる。

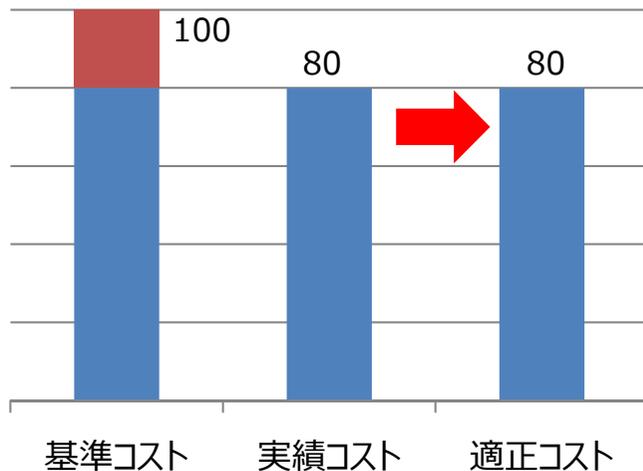
| 項目    | 計算方法  | 数値の例        |
|-------|---|-------------|
| 基準単価Y | 事業者ごとに、メーター取付け数などの説明変数を回帰式に代入して算定                 | 1,500（円/km） |
| 基準コスト | 基準単価Y×原価算定期間における導管総延長（100km）                      | 150,000（円）  |
| 実績単価  | 比較査定対象ネットワーク費用の直近3カ年の実績平均<br>÷ 期末導管総延長の直近3カ年の実績平均 | 1,400（円/km） |
| 実績コスト | 実績単価×原価算定期間における導管総延長（100km）                       | 140,000（円）  |
| 適正コスト | 基準コスト > 実績コストであるため、実績コストを適正コストとして設定<br>（詳細は次頁）    | 140,000（円）  |

## 2⑤ 託送供給料金の事前認可申請に係る料金審査において採用するヤードスティック方式について

- 次に、前頁で求めた基準コストと実績コストを比較することとなるが、まず、①**基準コストが実績コストを上回る場合には、低廉な託送供給料金を実現する観点から、実績コストを適正コストとしてはどうか。**（鉄道運賃の料金制度において認められているような、実績コストに一定の額を上積みすることは認めない。）
- また、②**基準コストが実績コストを下回る場合には、鉄道運賃の料金制度のように、基準コストをそのまま適正コストとして設定することも考えられる一方、一般ガス事業者は引き続き、ガスの安定的な供給を確保する上で重要な役割を担う存在であり、また、都市ガス導管網の整備主体としても重要な役割を果たすことが期待される**ところである。
- このため、このような場合には、一般ガス事業者の事業活動に係る激変を緩和する観点から、**基準コストと実績コストの平均を適正コストとすることを原則としつつ、基準コストと実績コストの平均が、実績コストの-5%超である場合には、実績コストを5%減額した額を適正コストとしてはどうか。**
- なお、上記のような激変緩和措置は、バス運賃の料金制度においても採用されていることに加え、**現行のヤードスティック的査定における査定率は、電気事業の場合は最大3%、ガス事業の場合は最大1%であり、また、東日本大震災以降になされた一般電気事業者の小売料金値上げに係る料金審査における比較査定対象ネットワーク費用に相当する費用に係る査定率は平均2.41%であることから、上記の基準は一般ガス事業者にとって、必ずしも緩やかな基準ではないものと考えられる。**

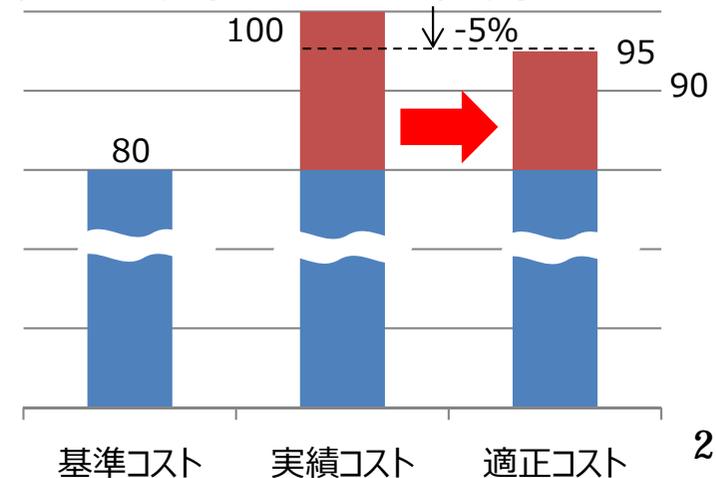
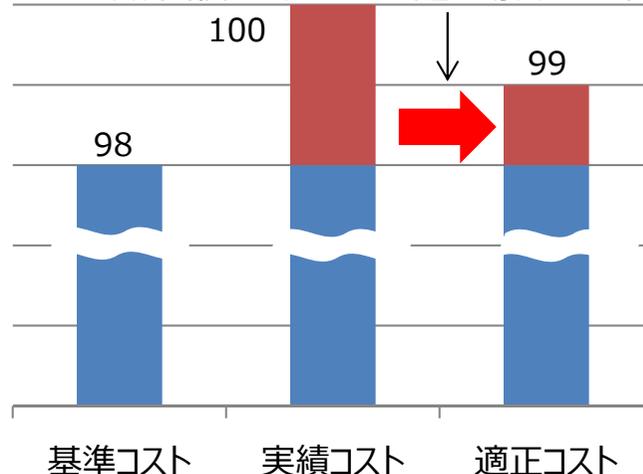
【①基準コストが実績コストを上回る場合】

→実績コストを適正コストとする。



【②基準コストが実績コストを下回る場合】

→基準コストが実績コストの-5%未満の場合には、基準コストと実績コストの平均を適正コストとする。基準コストが実績コストの-5%超の場合には、実績コストを5%減額した額を適正コストとする。



# (参考) 近年の一般電気事業者の小売料金の値上げ申請に係る 料金審査における査定率について

- 東日本大震災以降、一般電気事業者各社から小売料金の値上げ認可申請がなされたところ、これらの料金審査における比較査定対象ネットワーク費用に相当する費用に係る平均査定率は**2.41%**である。

## 近年の一般電気事業者の小売料金の料金審査における査定率

※営業費のうち、燃料費、修繕費、普及開発関係費、減価償却費、固定資産除却費、租税課金を除いた額で削減率を算定

(単位：百万円)

| 費用                      |               | 東京電力<br>H24.7.25 | 関西電力<br>H25.4.2 | 九州電力<br>H25.4.2 | 東北電力<br>H25.8.6 | 四国電力<br>H25.8.6 | 北海道電力<br>H25.8.6 | 中部電力<br>H26.4.18 |
|-------------------------|---------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 規制部門の平均改定率              |               | 8.46%            | 9.75%           | 6.23%           | 8.94%           | 7.80%           | 7.73%            | 3.77%            |
| 申請                      | ① 営業費計        | 17,071,767       | 7,798,713       | 4,313,902       | 5,043,201       | 1,493,933       | 1,767,082        | 7,311,924        |
|                         | ② 燃料費         | 7,411,080        | 2,796,338       | 1,445,380       | 1,538,341       | 384,718         | 438,080          | 3,721,001        |
|                         | ③ 修繕費         | 1,261,521        | 796,251         | 582,327         | 566,845         | 195,057         | 293,006          | 651,720          |
|                         | ④ 普及開発関係費     | 8,293            | 26,623          | 8,330           | 7,951           | 2,395           | 4,171            | 5,754            |
|                         | ⑤ 減価償却費       | 1,884,220        | 889,407         | 531,957         | 618,957         | 167,583         | 267,710          | 784,364          |
|                         | ⑥ 固定資産除却費     | 287,784          | 97,234          | 62,985          | 124,445         | 22,287          | 32,764           | 85,201           |
|                         | ⑦ 水利使用料       | 12,279           | 13,178          | 5,125           | 7,967           | 2,142           | 3,457            | 9,366            |
|                         | ⑧ 租税課金        | 332,043          | 157,106         | 97,288          | 98,923          | 31,043          | 41,276           | 139,471          |
|                         | ⑨ 雑税          | 25,196           | 31,673          | 15,936          | 5,137           | 4,486           | 6,325            | 9,183            |
|                         | ⑩ 電源開発促進税     | 327,228          | 167,657         | 97,325          | 90,288          | 31,391          | 36,431           | 144,750          |
|                         | ⑪ 事業税         | 200,738          | 94,459          | 53,211          | 54,765          | 17,755          | 22,051           | 94,485           |
|                         | ⑫ 法人税等        | 16,842           | 64,343          | 34,012          | 35,721          | 14,900          | 14,814           | 51,525           |
|                         | ⑬ 営業費(②～⑫を除く) | 5,304,543        | 2,664,444       | 1,380,026       | 1,893,861       | 620,176         | 606,997          | 1,615,104        |
| 認可                      | ① 営業費計        | 16,867,817       | 7,660,738       | 4,223,793       | 4,945,558       | 1,461,277       | 1,738,655        | 7,239,963        |
|                         | ② 燃料費         | 7,375,540        | 2,767,150       | 1,414,098       | 1,511,168       | 383,927         | 438,060          | 3,675,294        |
|                         | ③ 修繕費         | 1,228,629        | 778,839         | 573,379         | 561,726         | 189,890         | 288,748          | 643,776          |
|                         | ④ 普及開発関係費     | 7,512            | 8,208           | 5,829           | 2,358           | 1,178           | 1,226            | 4,001            |
|                         | ⑤ 減価償却費       | 1,851,175        | 883,393         | 528,706         | 614,382         | 166,286         | 265,776          | 781,976          |
|                         | ⑥ 固定資産除却費     | 282,701          | 96,789          | 62,654          | 118,547         | 22,020          | 32,714           | 83,063           |
|                         | ⑦ 水利使用料       | 12,084           | 13,178          | 5,125           | 7,967           | 2,142           | 3,457            | 9,364            |
|                         | ⑧ 租税課金        | 325,463          | 155,150         | 96,668          | 98,392          | 30,836          | 40,984           | 138,581          |
|                         | ⑨ 雑税          | 24,570           | 31,563          | 15,869          | 4,936           | 4,319           | 6,302            | 8,145            |
|                         | ⑩ 電源開発促進税     | 327,228          | 167,657         | 97,326          | 90,288          | 31,391          | 36,431           | 144,750          |
|                         | ⑪ 事業税         | 197,717          | 92,780          | 52,774          | 53,557          | 17,333          | 21,709           | 94,569           |
|                         | ⑫ 法人税等        | 16,842           | 64,343          | 34,012          | 35,721          | 14,900          | 14,814           | 49,460           |
|                         | ⑬ 営業費(②～⑫を除く) | 5,218,356        | 2,601,688       | 1,337,353       | 1,846,516       | 597,055         | 588,434          | 1,606,984        |
| ⑭ 査定による削減額(申請時⑬ - 認可時⑬) |               | 86,187           | 62,756          | 42,673          | 47,345          | 23,121          | 18,563           | 8,120            |
| ⑮ 査定による削減率(⑭/申請時⑬)      |               | 1.62%            | 2.36%           | 3.09%           | 2.50%           | 3.73%           | 3.06%            | 0.50%            |

2.41%

**1. 小売全面自由化の施行期日等について**

**2. 託送供給料金の審査の在り方について**

**3. 需要調査・需要開拓費について**

**4. 二重導管規制について**

**5. 全体最適的な導管整備方針に係るこれまでの議論  
について**

### 3 需要調査・需要開拓費について

#### <これまでの本小委員会における議論>

- 第24回ガスシステム改革小委員会（10月19日）においては、**ガス導管事業者が、都市ガス導管網が未だ整備されていない地域における都市ガス導管網の整備促進に資する宅地・工業団地等の開発計画や、これに資する工場等の燃料転換の可能性に関して行う需要調査・需要開拓に係る費用については、その妥当性を国が厳格に審査するという前提の下、託送料金原価に算入することを認めることと整理されたところ。**
- また、これらは、ガス導管事業者よりも、ガス機器や料金メニューを需要家に対して具体的に提案することができるガス小売事業者が行った方が効率的であることも想定されることから、**ガス導管事業者が、需要調査・需要開拓をガス小売事業者に委託する場合における委託費についても、その妥当性を国が厳格に審査するという前提の下、託送料金原価に算入することを認めることと整理されたところである。**

#### <本日の論点>

- その上で、①託送料金原価への算入に当たり、**需要調査と需要開拓を同列に扱うか否か、②需要開拓に要する費用のうち、どの程度の算入を認めるかなどの論点については更なる検討が必要とされたところであり、特に需要開拓については、ガス導管事業者から委託を受けた特定のガス小売事業者が、委託費として、当該ガス導管事業者から需要開拓に係る費用の支払いを受けた場合、そもそもこの費用は託送供給料金で回収されたもの（すなわち公共性の高い資金）であるにもかかわらず、需要家の獲得という形で、特定のガス小売事業者の競争上の地位を高めてしまう結果を招くことも想定されることから、このような弊害が生じないような仕組みをいかに設計するかが論点となる。**

### 3 需要調査・需要開拓費について

- 第24回ガスシステム改革小委員会における主な御意見は、以下のとおりである。

#### 第24回ガスシステム改革小委員会における主な御意見

##### 委員の御意見

需要開拓費を託送料金に入れるという問題については、既に頭出しがあり、公正な形にしてくれという要請に対応して、入札をきちんと行うということです。基本的に文句を言うことはない。ただこの場合に、何が対象になって、更に入札の制度をどう設計するのかは、事業者が勝手にやってよいというわけにはいかないと思います。一定の監視が必要。今でも、例えば電気であれば、電源の入札等に関しては一定の監視が入っている。ガスの場合には、託送料金に入れる訳ですから、より透明性は必要。しかもネットワーク産業全体で見ても、世界的にも国内的にも標準とは言い難い形で入れるので、透明性の要求は電源入札以上に高いと思います。何らかの第3者による外部監視は不可欠だと思います。

今、言ったことと矛盾するようですが、やり方としては、基本的にはある種の需要開拓費のようなものを負担したけれども、そのコストも回収できないうちに別の事業者にとられるということになったら、天然ガスの普及促進にマイナスという問題意識だと思うので、考え方としては、新規の需要、白地地域にこれから導管を引くところの開拓だとか、あるいはボイラー使っていたものを完全に変わるとかということで大幅に需要が増えるだとかという、かなりの程度新規といえるようなものに関しては、一定の年限、託送料金を減免するというやり方もあり得る。結果的には割引分は広く負担することになりますから、開発費を実質的に全体で負担する点で、提案された入札制にかなり近い制度になると思います。

どちらのほうが公平性だとか、運用がしやすいか、目的に合うかという観点を考えながら、どちらかのやり方でやればよいと思います。そちらのほうが絶対いいということをつもりではないが、選択肢の一つとして検討できるのではないかと。

託送の費用の中でどこまで入れるかという議論をされていたんですが、今後、導管事業者が導管を増やして行くであろうという地域というのは、どちらかというと需要が疎の地域という格好になっていると思います。そういった中で、小売事業者さんに公募でいろいろ地域を探してもらうということは確かにいい話だと思うんですが、新たな需要が増えるかどうかというリスクをどういうふうにくみ取っていくんだということはお考えいただきたいと思います。要は小売事業者さんが、需要があるからここに導管を引いてくださいという中で、導管事業者さんがこれはなかなかペイしないよねというところでは、引けないよということでもたいろいろ議論が出てしまうものですから、そういったところの新たな需要の確からしさというところのリスク、この担保をきちんととって頂いたほうが、より効率的に導管が延ばせるんじゃないかなというところは感じられます。

松村委員

竹村委員代理  
(樋口委員)

### 3 需要調査・需要開拓費について

- 需要調査・需要開拓に係るガス導管事業者からの委託スキームについては、以下のとおりとしてはどうか。具体的な説明は、次頁以降のとおり。

| 需要調査  |               | 需要開拓   |
|---|---------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新たな都市ガス導管網の整備を検討する地域における造成地等に係る情報収集・潜在需要の調査</li> </ul> | 内容            | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新たな都市ガス導管網の整備を検討する地域や、過去5年以内に敷設された既存の都市ガス導管網などの周辺地域における需要開拓（都市ガス化の提案等）</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ガス小売事業者、調査会社など、需要調査を行うために必要な能力を有する者</li> </ul>         | 資格者           | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ガス小売事業者</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公募を行い、地域ごとに受託事業者を決定</li> </ul>                         | 選定方法          | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公募を行い、広くガス小売事業者からのエントリーを受け付けた上で、一地域において複数のガス小売事業者に需要開拓活動を競わせる</li> </ul>          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 原価算定期間内において想定される需要調査に係る委託費の合計額</li> </ul>              | 託送料金原価に算入する費用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 需要開拓によって増加する5年間の託送料金収入増加額の1 / 2</li> </ul>  |

### 3 需要調査・需要開拓費について

- 「**需要調査**」とは、**造成地や都市計画に係る情報の収集や、他燃料の使用状況のヒアリング等による潜在需要の調査**などであるが、**ガス導管事業者が他の者にこれを委託した場合には、その地域に都市ガス導管網を整備するに足りる十分な潜在需要があるか否かを調査させることとなる。**
- この点、こうした**需要調査**については、**これを行う十分な能力を有する者に行わせることが最も効率的であることから、ガス導管事業者の委託先については必ずしもガス小売事業者のみに限定する必要はなく、ガス導管事業者はガス小売事業者を含め、需要調査を行う十分な能力を有する者を広く公募することとし、ガス導管事業者は、応募者の調査能力や入札金額等を総合的に勘案した上で、需要調査を行う者を決定することとしてはどうか（この手続が公平になされているか否かについては、電力・ガス取引監視等委員会が監視。）**。
- また、**受託者は、需要調査の結果を期日までにガス導管事業者に対して報告することとなるが、そもそもこの需要調査に係る費用は託送供給料金で回収されることとなるため、その調査結果は高い公共性を有することから、ガス導管事業者に対しては、受託者から報告を受けた調査結果を速やかに公表するとともに、当該調査に係る地域における都市ガス導管網の整備の可能性についても併せて公表することを求めることとしてはどうか。**
- これらの手続やフローについては、29頁と30頁のとおりとなる。

### 3 需要調査・需要開拓費について

#### 需要調査の公募・調査結果の公表のイメージ

- ガス導管事業者は、都市ガス導管網の整備を検討する地域（複数の場合もあり得る。）に係る需要調査の受託者を公募。

##### 【公募事項】

- ①造成地や都市計画に係る情報の収集（行政等へのヒアリング）
- ②他燃料の使用状況のヒアリング等による潜在需要の調査  
（例：位置情報、業種、燃料種別、年間エネルギー使用量等）

##### 【応募資格】

- ・需要調査を行うために必要な能力を有している者（ガス小売事業者に限定されない。）

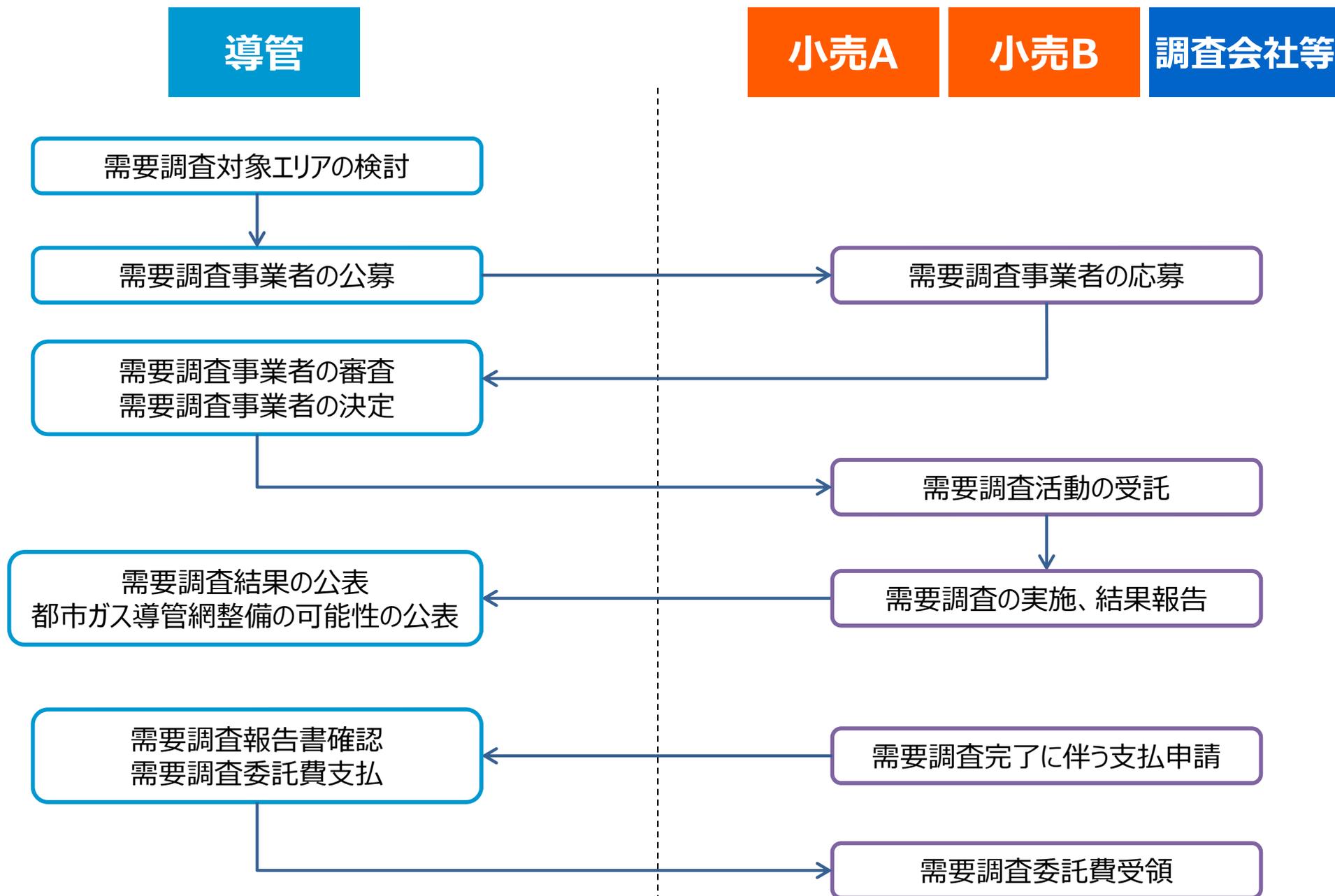
- 応募者は、需要調査に係る体制、活動内容、入札金額等をガス導管事業者に対して提示。
- ガス導管事業者は、応募者から提示された内容を総合的に勘案して、受託者を決定。
- 受託者は、期日までに調査結果をガス導管事業者に対して報告。
- ガス導管事業者は、受託者から報告を受けた調査結果を速やかに公表するとともに、当該調査に係る地域における都市ガス導管網の整備の可能性に係る情報も併せて公表。

(注) 調査結果の公表の在り方については、当該調査結果が天然ガスの普及拡大といった目的以外の目的で利用されないよう、例えば、ガス導管事業者は、当該調査結果に係る情報を、ガス小売事業者の求めに応じて提供するという方法も認める方向。また、供給区域内においても都市ガス導管網が整備されていない地域が存在することから、供給区域内の地域も本スキームの対象となり得る。



### 3 需要調査・需要開拓費について

#### (参考) 需要調査のフロー



### 3 需要調査・需要開拓費について

- 「**需要開拓**」とは、他燃料を使用する需要家に対して都市ガス化の提案を行うことや、**実地調査により、ガス設備の導入可能性の検討**などを行うことであるが、前述のとおり、この検討を進めるに当たっては、**特定のガス小売事業者の競争上の地位を高めてしまう結果を招くことがないようにすることが必要**。
- この点、ある地域における**需要開拓**を、ガス導管事業者が行う入札等によって特定のガス小売事業者に行わせることとした場合、当該特定のガス小売事業者のみが、その地域における**需要開拓に係る費用について、託送供給料金で回収された資金から補填を受ける形で需要開拓を行うことが可能となるため**、ガス小売事業者間の適正な競争関係を確保する観点からは**適当ではない**。
- このため、まず、**ガス導管事業者は、ガス小売事業者に対して需要開拓を依頼する地域と、年間開発ガス量（年間販売量）をベースとした需要開拓に係る手数料を設定・公表した上で、ガス導管事業者から委託を受けて需要開拓を行おうと考えるガス小売事業者を広く公募することとし（ガス小売事業者のエントリー）、応募者間においてもそれぞれの需要開拓活動を競わせた上で（同一地域で複数の応募者が需要開拓を行うことがあり得る。）、需要開拓に成功した応募者に対してのみ、ガス導管事業者から手数料が支払われるスキームとすることにより、ガス小売事業者間の公平性を確保することとしてはどうか（この手続が公平になされているか否かについては、電力・ガス取引監視等委員会が監視。）**。（いわゆる成功報酬型）

（次頁に続く）

### 3 需要調査・需要開拓費について

- また、**ガス導管事業者がガス小売事業者に対して需要開拓を依頼する地域**については、**当該ガス導管事業者が新たな都市ガス導管網の整備を検討している地域**はもちろんのことであるが、都市ガス導管網の整備については、一定の需要が見込めるために一旦これを敷設した後、続けて更なる需要開拓を行うことにより、当該導管網の効率性を高めて、採算ラインに乗せることも一般的であることから、例えば、**過去5年以内に敷設された都市ガス導管網の周辺の需要開拓についても、このスキームに乗せることを認めることとしてはどうか。**（敷設後5年を、「需要開拓集中期間」とする。）<sup>(注)</sup>
- 加えて、**需要開拓は、具体的な料金メニューやガス機器を、需要家に対して提案することができるガス小売事業者が行うことが最も効率的**であることから、**ガス導管事業者から委託を受けて需要開拓を行う者については、ガス小売業者に限定**することとしてはどうか。
- これらの手続やフローについては、33頁と34頁のとおりとなる。

(注) 改正後のガス事業法においては、「導管接続の努力義務」に係る規定を新設していることに加え、今後、広域ガスパイプラインの整備を促進する観点から、一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管や、一定規模以上の供給能力を有する広域ガスパイプラインについては、これと一体的に運用される導管を含めて、敷設後15年以内に行われる需要開拓についても、上記のスキームに乗せることとする。なお、(公社)ロングライフビル推進協会によれば、家庭用の給湯器や産業用のボイラー等の需要家設備の実質的な耐用年数は15年以上であることとされているところ、需要家設備の買い換えの時期を捉えて需要開拓を行うことも想定されることから、「敷設後15年以内」とすることには合理性があるものと考えられる。また、既存需要を伸ばすことによつて既存の都市ガス導管網の効率性を高めることも想定されることから、ここでなされる「需要開拓」は新規需要の獲得に限られない。

### 3 需要調査・需要開拓費について

#### 需要開拓に係るスキームのイメージ

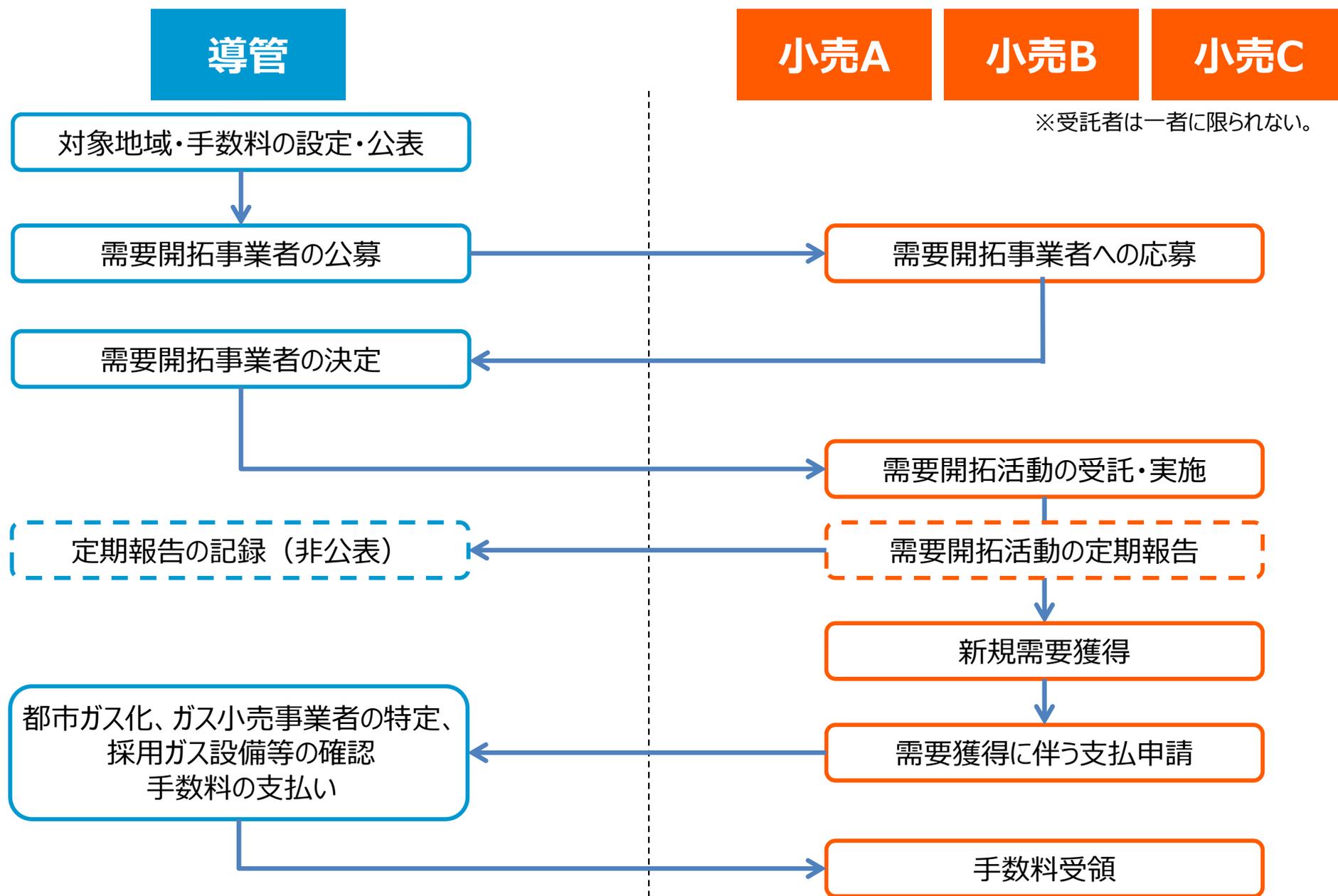
- ガス導管事業者は、ガス小売事業者に対して需要開拓を依頼する地域（新たな都市ガス導管網の敷設を検討する地域・過去5年以内に敷設された既存の都市ガス導管網などの周辺地域）に加え、需要開拓に係る手数料（年間開発ガス量をベースとした成功報酬）を設定・公表。
- ガス導管事業者は、需要開拓活動の受託者を公募。
- ガス導管事業者は、応募があったガス小売事業者に対して需要開拓活動を委託（受託者は一者に限定されない。）。

#### 【資格条件】

- ①ガス小売事業者であること。
  - ②過去にこのスキームで行われた需要開拓について、ガス導管事業者に対して虚偽の報告等を行った者でないこと。
- ※受託者は、新たな需要獲得のための活動計画をガス導管事業者に対して提出するとともに、需要獲得のための活動状況等を定期的に（例えば四半期ごとに）ガス導管事業者に対して報告。
- ガス導管事業者は、受託者のうち、実際に新規需要を獲得したガス小売事業者に対して、都市ガス化の確認・ガス小売事業者の特定・採用ガス設備の確認等を行った上で、手数料を支払う。

### 3 需要調査・需要開拓費について

#### (参考) 需要開拓のフロー



### 3 需要調査・需要開拓費について

- ガス導管事業者は、**年間開発ガス量（年間販売量）**をベースとした**需要開拓に係る手数料料を設定・公表**することとなるが、**どの程度の費用を託送料金原価に織り込むことを認めるか**が論点。
- この点、ガス導管事業者から委託を受けたガス小売事業者が**需要開拓を行った結果**、都市ガス導管網の整備や、その効率性向上が進むなどして、**ガス導管事業者が得る託送料金収入は増加することとなるため**、**その一部を需要開拓を行ったガス小売事業者に対して還元**することとしてはどうか（実質的な託送料金の割引）。
- 具体的には、**ガス導管事業者が託送料金を算定するに当たっては**、ガス事業法上、国に届け出ることが義務付けられている**供給計画における需要想定を勘案**することとなるところ、供給計画の期間も参考として、**需要開拓により見込まれる5年間の託送料金収入増加額の1/2に相当する額を託送料金原価に織り込むことを認めることとし**、ガス導管事業者は、この原価を基に、**需要開拓手数料を設定**することとしてはどうか。

(注) 上記のガス導管事業者は、需要開拓による導管効率性の向上という恩恵を受けることとなり、結果として託送料金収入も増加することが想定されるが、利潤が必要以上に積み上がっていないか、必要な料金値下げを行っているかなど、事後規制については、引き続き厳格に行っていく。

#### 需要開拓手数料価格表のイメージ

➤ ガス導管事業者は、年間ガス使用量を基に、需要開拓手数料価格表を設定。

| 年間ガス使用量 | ～〇m <sup>3</sup> | 〇～〇m <sup>3</sup> | 〇～〇m <sup>3</sup> | 〇～〇m <sup>3</sup> | 〇～〇m <sup>3</sup> | 〇m <sup>3</sup> ～ |
|---------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 支払単価    | ■円/戸             | ■円/戸              | ■円/戸              | ■円/戸              | ■円/戸              | ■円/戸              |
| 対象戸数    | ▲戸               | ▲戸                | ▲戸                | ▲戸                | ▲戸                | ▲戸                |
| 支払額     | ■×▲円             | ■×▲円              | ■×▲円              | ■×▲円              | ■×▲円              | ■×▲円              |

**1. 小売全面自由化の施行期日等について**

**2. 託送供給料金の審査の在り方について**

**3. 需要調査・需要開拓費について**

**4. 二重導管規制について**

**5. 全体最適的な導管整備方針に係るこれまでの議論  
について**

# 4①二重導管規制に係る現行の変更・中止命令の判断基準について

- 二重導管規制に係る現行の変更・中止命令の判断基準は以下のとおりであるが、第24回ガスシステム改革小委員会（10月19日）においては、**ガス導管事業者が、一般ガス事業者がその導管で受け入れることができるガスを、当該一般ガス事業者の近隣の需要家に対して供給しようとする場合には、当該一般ガス事業者が行う託送供給を利用することが原則である一方、いわゆる未熟調ガスといった一般ガス事業者がその導管で受け入れることができないガスを、ガス導管事業者が需要家に対して供給する場合には、一般ガス事業者が行う託送供給を利用することができないことから、二重導管規制の見直しを行うに当たっては、こうした観点も踏まえながら検討を進めることと整理したところ。**

## 二重導管規制に係る現行の変更・中止命令の判断基準

| 一般ガス事業者供給区域内 |  | LNG基地近傍   |
|--------------|--|---|
| 原則的な基準       | <b>類型 A</b><br>本支管等（余力有り） <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-left: 20px;">需要家 A</div> | <b>例外基準 ①</b><br>新規参入者のLNG基地の近傍において、公道や河川、港湾等の地形によって区分された一区画とみなせる地域内の需要家に対しては、類型A・B・Cの判断基準にかかわらず、新規参入者の導管によるガス供給を可能とする<br>→ <b>新規需要・既存需要に関わらず供給可能</b>   |
|              | <b>類型 B</b><br>本支管等（要増強） <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-left: 20px;">需要家 A</div>  | 電気事業用導管等から直着で供給可能な新規需要  |
|              | <b>類型 C</b><br>本支管等（要延伸） <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-left: 20px;">需要家 A</div>  | <b>例外基準 ②</b><br>現に電気事業の用に供されている発電用導管、一般ガス事業者向け卸供給の用に供されている導管から直着で供給が可能な需要であり、新規需要に対しては、類型A・B・Cの判断基準にかかわらず、新規参入者の導管によるガス供給を可能とする<br>→ <b>新規需要のみ供給可能</b> |

(注1) 上記の判断基準は、平成16年1月の都市熱エネルギー部会報告書等において整理されたもの。

(注2) 類型Bについては、運用上、導管能力の増強を行うための投資に係る具体的な計画を策定するか否かを確認することとしている。

## 4②二重導管規制に係るこれまでの議論について

- 第24回、第25回のガスシステム改革小委員会における主な御意見については、以下のとおりである。

### これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

#### 委員の御意見

それから2番目なんですけれども、この問題を議論するときいつも哲学的な論争になっちゃいまして、二重導管の規制を維持する側は、これを緩和してしまうと末端のほうの需要家が損失するような託送料の値上げが起きるということを言われます。一方で、緩和すべきだという側は、これを受けた側の人たちが安い値段で燃料費を上げることによって、ひいては日本の競争力強化が強まるということを言います。

どちらももっともだと思うんですが、要するにバランスの問題だと思いますので、両サイドがもう少し具体的なイメージがわかる定量的なデータを出してくださらないと、定性的な議論では詰まらないんじゃないかと。きょうのレポートを見ている限りだと、電力側のほうが若干そこに踏み込んだデータが入っているかと思いますが、今後の議論のためにはそこが必要なんじゃないかと思います。

それから同じような話なんですけど、未熱調という定義がよくわからないですね。電力の方の発表、冒頭は一般ガス導管事業者の導管に入らないものが未熱調だと言われていたんですが、後半のほうになってくると、LPの調整をしないものが未熱調だと言っているような感じがいたしまして、この間は重なる部分もありますけど、違う部分もあると思います。

本当に入らないのかどうかという議論をちゃんと詰めるためには、Nm<sup>3</sup>当たりのメガジュールが、幾つから幾つかを熱調といい、それ以外を未熱調というというような定義を明確にしないと議論が詰まらないような気がいたしますので、今後、事務局でそこをちゃんといただければありがたいなというふうに思います。

それから、基本的には私は競争すべきだという方向なんですけど、その未熱調を認めていくという方向になった場合、1点だけちょっとよくわからないのは、導管を通じて競争という状況になるわけですが、片方は一般導管事業者で、未熱調で供給する人は多分、特定導管事業者になるんじゃないかと思うんですけれども、その場合の枠組みが登録制度と届出制度で違っていたり、これは電力だけじゃなくて、JAPEXやINPEXなんかも含めての話になりますけれども、導管を通じた競争ということが起きるときに、この一般と特定導管というこの枠組みのところを、最終保障なんかは差をつけたほうがいいのかと思うんですけれども、今まで考えてきたのとちょっと変えたほうがいいのかというような、お聞きしていて心配を持ちました。

橘川委員  
(第24回)

## 4②二重導管規制に係るこれまでの議論について

### これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

#### 委員の御意見

二重導管規制というのは、従来の議論では未熟調のものでも一定の範囲なら入れられるという制度を将来つくれる可能性があるという前提でなされたわけですが、10年以上も議論したあげくそのような制度は採用しないということ、ガス業界の要求で決めたのですから、それを前提にして、新たに基本的に違うガスだと整理されたのだと思います。

これに関しては、導管に入れられないガスなのだから原則自由にするということになっていたと思いますので、その方向でぶれずに進むべき。ただ電力業界の資料9のスライド9でも、あるいは石連からも口頭で説明があったとおり、著しく影響があるようなときには配慮するのやむを得ないということは言っていたので、当面一定の規制は入ってもいいのかもしれない。

その場合には、例えば形式的に既存事業者の需要量の例えば5%を超えるような、5というのは意味があるわけじゃないので、よりよい数字があれば検討していただければいいのですが、一定程度以上の需要に相当するようなものであるならば、きちんと影響をチェックする。それ以下のものについては、原則認めることにして、著しく影響がある可能性がある案件については厳格にチェックするという歯止めをかけることも考える余地はある。

松村委員  
(第24回)

それから二重導管規制についてですが、私たち消費者からしますと、どちらの意見ももっともという感じがして、実際にはこの二重導管規制が変更されることによってどれくらい末端の消費者のところにインパクトがあるのかということを知りたいと思います。予測とか、シミュレーションということになるのかもしれませんが、もうちょっとリアルに出していただけると、やっぱりこれでは困るとか、それならいいんじゃないかというふうに言えるかと思います。消費者への影響を判断するための情報をもう少しいただければというのがお願いします。

二村委員  
(第24回)

二重導管規制のところは既にご意見が出ているように、抽象的な議論をしているとなかなか決着がつかない問題だろうと思います。これも橘川委員や二村委員からもご指摘のあったように、具体的な場面を特定し、どの範囲で二重導管規制をするのかしないのかという範囲をもう少し切り分けた議論が必要だろうというのは私も全く同感であります。

深山委員  
(第24回)

## 4②二重導管規制に係るこれまでの議論について

### これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

#### 委員の御意見

2点目はやはり重い課題でこの二重導管規制である。原則的にはやはりできるだけユーザーの選択肢がふえて、ユーザーが、例えば未熱調といっても、先ほど橘川先生もおっしゃっていましたが、範囲が何か明確でないのではないか。今一応、45MJ/Nm<sup>3</sup>というのが都市ガスといわれている、これだったらパイプラインを通せることになるんだろと思うんですが、それ以外のものをどういうふうと考えられるんだろと思いますけれども、水素なんかも入ってくるのか、あるいはいろんな意味で、未熱調の範囲というのを定義をきちっとしておく方がいいんじゃないかと私自身も思っています。

それで、今、言った法的分離という話になりますと、流れやすいパイプラインで託送をふやすことによって、すなわち、新規参入者に使わせることによって託送料金を低減していくということと同時に、今度は二重導管規制でパイプラインの中立性を保つというその法的分離をするにもかかわらず、今度は競争の材として、今の既存のガスパイプラインネットワークと、例えば電力会社の発電用の導管と、あるいはJAPEX、INPEXなどの導管を競争のものに使うということは、少しそこら辺の整合性をきちっとあわせた上で考えていく必要があるんじゃないかと思っています。原則的には、もちろんのことながらユーザーが選べるということになりますから、一定規模の二重導管規制はやるべきだと思っています。

(中略) 最終的には今までのネットワークを使っていた人たちの託送料が何パーセント上がったら、二重導管規制の範囲を決めるのは、最終的にはどのぐらいの託送料の増加につながるか。それが1%なのか、あるいは何パーセントなのか、そこら辺をきちっと決めていく必要があるんじゃないかと思いました。

二重導管規制のところなんですけど、これも先ほどと同じ議論なんですけど、やはり住んでいる場所、例えば工場が立地する場所によって差分があるというのは、これはうれしくないというのは産業界としても感じられます。

大手3社さんなんかで見ますと、電力会社さんの高圧導管網というのは、どちらかというと発電所間というか、湾岸沿いになります。湾岸沿いというのは私ども産業用の大きな需要家が多い所で、そこでなし崩し的に二重導管規制が緩和されることにより、新規参入者の供給がふえてしまうということについては、田舎のほうにある工場から見ると余りうれしくない可能性もあるものですから、そういった意味で、やはり柏木先生も言われていましたが、シミュレーションをきちんとやっていただいて、どれぐらいが産業界としても許容できるんだというところはきちんと決めていっていただきたいと思っています。

その中で、何パーセントという議論もされていたんですけども、ここでもまた早い者勝ちということになってしまうと、需要家から見ると少しでも安いガスがほしいと言うのは当たり前の話ですので、そういった中で早い者勝ちにならないような公平な制度設計を考えていただきたいと思っています。

柏木委員  
(第24回)

竹村代理 (樋口委員)  
(第24回)

## 4②二重導管規制に係るこれまでの議論について

### これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

#### 委員の御意見

今後具体的なデータを出して議論していこうといういろいろな方がおっしゃっていてそれに賛成ですが、そのデータに関する質問です。未熱調ガスが都市ガスよりも安く、需要家のニーズがあるということで私もその通りだとずっと思っていました。ですが、足元の価格を見ますと原油の価格が下がっていることもあると思いますが、LPガスのほうがLNGガスよりも、スポットでは少し安くなっているようでございます。そこで、未熱調ガスが安い理由は何かと考えますと、もしかしたらガスそのものというよりは、先ほどどなたかが指摘されていたように、導管事業者の方と一般ガス事業者の方の、導管の託送料金といいますか、導管コストが違うということに、もしかしたら起因しているのかもしれないと思った次第です。

需要家が購入する料金というのがどういうことになっていて、どれくらいの差があるのかという点について、もう少し私も正確に把握して議論しないといけないのではないかと思いました。少し細かい話になってしまうかもしれませんが、実態について、もう少し理解させていただきたいと思っております、これについての質問でございます。

二重導管規制についてですが、原則自由なのか、あるいは原則禁止なのかが、なかなか理解しづらいところがございます。そもそもなぜ二重導管規制が必要であるのかという観点から、その趣旨や、原則をどちらに定めるのかという哲学が、初めて委員をお引き受けしたところで理解できないところもございまして、他の委員がおっしゃる通りデータで示してくださいという事に加えて、二重導管規制の趣旨や哲学のところも整理して示していただけると助かります。

このように差があるということになりますと、先ほどの二重導管規制のことになりますけれども、もともとガス会社が需要家を想定して導管を引いていたと、その需要家が安い導管コストにある東京電力さんのほうに、この場合ですけれども、移っていった場合、どれだけの影響が出るのか。先ほどそれについてほかの先生方からも指摘があり、また、事務局からコストについては整理するという話でしたけれども、それも踏まえてこのことについてももう一回結論を見るべきなのかなと思いました。

引頭委員  
(第24回)

池田委員  
(第24回)

引頭委員  
(第25回)

## 4②二重導管規制に係るこれまでの議論について

### これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

#### 委員の御意見

二重導管規制の趣旨・哲学については理解した上で、今後の制度設計という観点で少し申したいと思います。特定ガス導管事業者がどのような形態かということを確認にしていだかないと、正しい二重導管の議論はできないだろうと思っております。定義そのものはガス事業法の改正で明らかだとしても、これからの政省令等でより業態は明らかになっていくということかもしれませんが、その整理、説明はしていただけるとありがたいと思います。また、今回の制度設計は、湾岸部の二重導管、内陸部の二重導管、こういったものを同じに扱うんだと思うんですけれども、そのことを踏まえまして、供給区域の概念をこれまでと変えなくていいのかということについてもご説明いただけたらありがたいと思います。

草薙委員  
(第25回)

前から言っていますように、未熱調ないし二重導管を緩和したときにどれくらい託送料金が上がるのかというデータこそが、先ほど引頭委員が言われたように重要であるというところは、はっきりしておいたほうがいいんじゃないかと思えます。

橘川委員  
(第25回)

哲学がどうなっているのか、原則自由で例外規制なのか、原則禁止で例外的に認めるのかをまずはっきりさせていただきたい。

松村委員  
(第25回)

(中略) 例えば、オール電化住宅に都市ガス需要を大量にとられたとします。もともとこの住宅に都市ガスを供給するつもりでネットワークをつくったけれども、オール電化で大量にお客をとられた結果として、ネットワークコストが上がることはあり得る。ここの二重導管と言われている未熱調ガスでとられるというのと、量で比べれば、一部の会社にとってはオール電化の影響のほうが遥かに大きい地域だってあると思います。そのときに、お客をとられ既存のお客に関しては託送料が上がってガス代が上がるという迷惑がかかるから、オール電化は禁止すべきだ、IHクッキングヒーターは都市ガスの供給区域内では禁止すべきだ、エコキュートを禁止すべきだ、という発想をするのか。この点真剣に考えていただきたい。

どれぐらい影響があるのかが重要だということを繰り返し言われるわけですが、もちろん詳細なルールを決めるときに、具体的にどのような歯止めをかけるのかを議論をするときにはそれは重要な情報になると思いますが、まず哲学、原則自由で例外的に止めるのか、原則禁止で特定の類型だけ例外的に認めるという従来の発想を微修正するだけに止めるのか、大原則を、哲学を考えていただきたい。

(続く)

## 4②二重導管規制に係るこれまでの議論について

### これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

#### 委員の御意見

(中略) オール電化で需要をとられてガス代が上がったという側面はあるかもしれない。しかし電気との競争圧力によってむしろガス業界の効率化が進んだ側面はないのでしょうか。形式的に、需要をとられた効果でガス代が上がるという試算はできるのかもしれない。しかし、電気との競争がなかったときのほうがよりガス市場が効率的で、消費者の利益になったと本気で思いますか。競争を安直に抑制しようと画策する前に、原則を哲学のレベルできちんと考えていただきたい。

松村委員  
(第25回)

(中略) 未熱調ガスの問題は、10年以上もかかって議論して、未熱調ガスをそのまま入れるという選択だってあり得たけれども、そのような選択はしないことをはっきり決めた後で、それで同じネットワークとまだ言うのか。こういう哲学の問題だと思います。未熱調ガスは、そのままパイプラインに入れられないのだから、基本的には違う導管網じゃないか。オール電化でとられる、IHでとられるというのと一体何が違うのだということは、きちんと考えていただきたい。

もちろん電力の託送料が安いというのは、発電所に送るパイプですから、常に大量に送られているわけで、限られた範囲内で目いっぱい使っていると。一般ガスの場合には広域にわたって引かなきゃいけないから流れ方も悪いと、相対的には固定費が多くなるということは必然的なものだ。ですから、先ほど電力会社さんもおっしゃっておられましたけれども、限られた範囲内で限定された中で、未熱調でこの沿線にあるところに関してはユーザーの選択肢が増えるということは自由化のメリットですから、これは決して反対するものではないと。

柏木委員  
(第25回)

ただ、これが延長するという話になってきますと、今度は今まで供給義務があった一般ガス事業者のパイプラインを法的分離までしてニュートラル性を高めて、かつ、託送というか、いろいろな新規参入者が使いやすくするために法的分離をするんだという論理からすると、一般ガス事業者のネットワーク、法的に分離するであろう独立したネットワークと競争の原理にさらされるということは、その整合性をどうするかというのは慎重に考えた上で、例えば一つのソリューションとしては、既存の電力の熱調していないパイプラインに関しては、既存のものに関してその周辺の緩和をします。その程度までとどめるとか、その延伸に関してどうするかということに関しては、極めて慎重な議論が必要になってくるだろうと思います。

私も競争を起こしていくという哲学面ではそんなに松村さんと違いはなくて、その一つの選択肢として未熱調の開放というのもあるかなと今まさに考えているわけで、そのときに哲学の問題を持ち出して、ここで0か100かという議論をすることはかえって議論を混乱させるんじゃないかと思います。その中でどの程度を認めていくのかということデータをもとに詰めていかなきゃいけないと思ったので、影響についてのデータをくださいと言っているわけでありまして、(中略) 白か黒か決まらないバランスのところを決めるというのがエネルギー政策の重要なところだと思います(中略)。

橘川委員  
(第25回)

# 4②二重導管規制に係るこれまでの議論について

## これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

### 新規参入者の御意見

現在の二重導管規制の判断基準ですが、熱調ガス、未熱調ガスによる区別はございません。これはどういうことかと申しますと、熱調したガスを送っている導管の近傍に新たに熱調したガスを送る場合、すなわち託送制度を利用できる場合と、いわゆる未熱調ガス、言い換えれば託送制度を利用できないガスを送る場合が同じ規制になっているということです。

もちろん未熱調ガスとして託送制度を利用できるのであれば、当然託送制度を利用すべきであります。しかし現在、未熱調ガスとしては都市ガスの託送を利用できません。新たに熱調設備を建設し、L P Gの貯蔵設備を建設し、さらにL P Gを添加しなければ託送制度は利用できません。コスト的にも高くなってしまいます。

このところを何とかしてほしい、これが我々の要望であります。未熱調ガスでよいので送ってくれないか。電力の導管が近くにあるのでここから直接ガスを送ってくれないかなどの要望が多数寄せられています。このようなお客様へ安価なガスを直接お届けしたい、そのような思いから二重導管規制の緩和をお願いしているところでございます。

また、今お話ししたように、熱調ガスと未熱調ガスが同じ規制となっていることから、この規制は原則供給不可であり、一部例外的に供給できるとの基準であります。この点については12月の小委の報告書でも、判断基準について抜本的な見直しを行うとの記載もございますので、ぜひともよろしく願いいたします。

(中略) 既存導管網への影響については、そもそも天然ガス需要は、既に石油やL P G、あるいは電気などとの競争があり、需要自体が競争環境下で変動すること。ガス導管事業者は、託送料金低減のため不断の効率化努力が求められていること。

ただし、二重導管規制の緩和が著しくお客様の利益阻害性につながってはいけないことから、緩和に当たっては十分な配慮が必要なことは申すまでもございません。

また、電力が既に償却した導管を活用してガスの供給を行うことに関しては、電力用導管は既にあるインフラであり、それをガス使用で活用することは社会全体から見れば資本の有効利用につながる。また、敷設された地域は限定されており、活用にはおのずと限界があること。また、活用にあたっては適正な会計分離を行い、公正に費用配分をしていること。

以上が我々の考え方でございます。

このような考え方を踏まえまして、我々としては9ページのような見直しの方向性をお願いしたいと思います。

二重導管規制の判断基準は、熱調ガス、未熱調ガスを同一の規制とするのではなく、未熱調ガスの供給については、現在の類型A、B、Cの判断基準ではなく、原則供給可としてほしい。ただし一般ガス導管事業者のお客様への利益を阻害しないよう十分配慮し、例えば未熱調ガスが供給されても託送料金が上がらない範囲をあらかじめ設定するなどの措置を講じることでお願いしたいということでございます。

東京電力  
(第24回)

## 4②二重導管規制に係るこれまでの議論について

### これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

#### 新規参入者の御意見

それから二重導管規制につきましては、規制の緩和によりまして一般の需要家の方の利益が著しく損なわれるということは問題でございますけれども、未熱調ガスの利用促進の観点、利益阻害性判断基準が、結果として参入障壁になっているのではないかという観点からの見直しをお願いいたします。

石油連盟  
(第24回)

ガス管や分岐設備のコストなどを加味しますと、既存の未熱調ガス導管からある程度離れた地域への供給は経済合理性を欠くこととなりますので、未熱調ガス導管の活用範囲はおのずと限定されると考えておりまして、これは前回小委でも申し上げたとおりでございます。そういうことを踏まえまして、我々としていたしましては、電力導管の活用が社会全体から見れば資本の有効活用になるということでございますので、未熱調ガスをご要望するお客様に選択肢の拡大という意味で未熱調ガスをお届けしたいということで、しつこいようではありますが、二重導管規制の抜本的見直しをお願いしているところでございます。

東京電力  
(第25回)

#### 既存事業者の御意見

二重導管規制につきましては報告書にも記載のとおり、これは小売全面自由化後も維持されるべき大原則であるというふうに考えております。発電用導管のみならず、卸導管による未熱調ガス供給も行われますと、中小も含めたガス事業者の既存需要が離脱した場合には、ガス事業者の設備稼働率によりまして一般消費者をはじめ多くの需要家の託送料金が増加するといった利益阻害が生じるとともに、投資回収の不確実性が増すということで、導管投資意欲が減退することも懸念されております。慎重にご検討いただきたいと思います。

日本ガス協会  
(第24回)

## 4③二重導管規制に係る現行の変更・中止命令の判断基準について

- 二重導管規制に係る現行の変更・中止命令の判断基準については、次頁のような基準に見直すこととしてはどうか。具体的な説明は、48頁以降のとおり。

### 二重導管規制に係る現行の変更・中止命令の判断基準

|                                     |          | ガス導管事業者の導管                     |         | LNG基地近傍                         |          |
|-------------------------------------|----------|--------------------------------|---------|---------------------------------|----------|
|                                     |          | 新設                             | 既設      |                                 |          |
| 一般<br>供給<br>区域<br>内<br>業者<br>A<br>の | 新規<br>需要 | 一般ガス事業者 A からガスの供給を受けている既存需要    | ×       | ×                               | ○（例外基準①） |
|                                     | 新規<br>需要 | 一般ガス事業者 A の導管と直着であり、当該導管に余力がある | ×（類型 A） | ○（例外基準②）<br>発電用導管又は卸供給用導管と直着である |          |
|                                     |          | 一般ガス事業者 A の導管と直着であり、当該導管に余力がない | ×（類型 B） |                                 |          |
|                                     |          | 一般ガス事業者 A の導管と直着ではない           | ○（類型 C） |                                 |          |

# 4③二重導管規制に係る新たな変更・中止命令の判断基準について

## 託送供給不可能ガスに係る判断基準

|                        |                           | 新設導管・既設導管を用いたガス導管事業者によるガスの供給 |
|------------------------|---------------------------|------------------------------|
| 給区域内<br>業者Aの供<br>一般ガス事 | 一般ガス事業者Aからガスの供給を受けている既存需要 | △<br>※原則、国が必要家の利益阻害性を評価。     |
|                        | 新規需要                      | ○                            |

## 託送供給可能ガスに係る判断基準

|                |                           | ガス導管事業者の導管                   |                          |   |
|----------------|---------------------------|------------------------------|--------------------------|---|
|                |                           | 新設                           | 既設                       |   |
| 一般ガス事業者Aの供給区域内 | 一般ガス事業者Aからガスの供給を受けている既存需要 | ×                            | △<br>※原則、国が必要家の利益阻害性を評価。 |   |
|                | 新規需要                      | 一般ガス事業者Aの導管と直着であり、当該導管に余力がある | ×                        | ○ |
|                |                           | 一般ガス事業者Aの導管と直着であり、当該導管に余力がない | ○                        |   |
|                |                           | 一般ガス事業者Aの導管と直着ではない           | ○                        |   |

## 4③二重導管規制に係る現行の変更・中止命令の判断基準について

- 二重導管規制に係る現行の変更・中止命令の判断基準は37頁のとおりであるが、ガス導管事業者がその導管を新たに敷設した上で、需要家に対してガスを供給することができる「**類型C**」については、その需要家が「**新規需要**」に限られており、一般ガス事業者が現にガスを供給している「**既存需要**」を獲得することは認められていない。
- また、「**例外基準②**」についても同様であり、ガス導管事業者がその発電用導管等を用いて、需要家に対してガスを供給することが可能とされているケースは、その需要家が「**新規需要**」である場合に限られており、これらを図示すると以下のとおりとなる。

### 二重導管規制に係る現行の変更・中止命令の判断基準

|                |                              | ガス導管事業者の導管 |                                 | LNG基地近傍  |
|----------------|------------------------------|------------|---------------------------------|----------|
|                |                              | 新設         | 既設                              |          |
| 一般ガス事業者Aの供給区域内 | 一般ガス事業者Aからガスの供給を受けている既存需要    | ×          | ×                               | ○（例外基準①） |
|                | 一般ガス事業者Aの導管と直着であり、当該導管に余力がある | ×（類型A）     | ○（例外基準②）<br>発電用導管又は卸供給用導管と直着である |          |
|                | 一般ガス事業者Aの導管と直着であり、当該導管に余力がない | ×（類型B）     |                                 |          |
|                | 一般ガス事業者Aの導管と直着ではない           | ○（類型C）     |                                 |          |

## 4④一般ガス事業者がその導管で受け入れることができないガスをガス導管事業者が供給しようとする場合における判断基準について

- 前回の本小委員会において、池田委員からの御指摘事項に対する回答としてお示したとおり、そもそも二重導管規制の趣旨は、**ガス導管事業者の導管が国の許可を受けた事業者である一般ガス事業者の供給区域内に敷設される場合には、当該一般ガス事業者の既存導管網の効率的な活用を脅かし、託送供給料金の上昇という形で「当該供給区域内の需要家の利益」を阻害することも想定されることから、このような場合に限り、ガス導管事業者が導管を敷設することによる当該供給区域内の需要家への影響を国が審査するというものである（近隣に導管が複数敷設されること自体を禁止する規制ではなく、あくまで「需要家の利益阻害性」を評価する規制である。）。**
- この点、**ガス導管事業者が、一般ガス事業者がその導管で受け入れることができないガス（託送供給を行うことができないガス。以下「託送供給不可能ガス」という。）を需要家に対して供給しようとする場合**においては、仮にその需要家が一般ガス事業者の導管と直着状態であったとしても、当該ガス導管事業者は一般ガス事業者が行う託送供給を利用することができない。
- また、資料3 18頁において御説明したとおり、ガス導管事業者がその導管を敷設して、一般ガス事業者が現にガスを供給している「既存需要」を獲得することとなった場合には、理論上は託送供給料金の上昇をもたらす可能性がある一方、**ガス導管事業者が未だどの事業者からもガスの供給を受けていない「新規需要」を獲得したとしても託送供給料金の上昇をもたらすことはなく、「需要家の利益」が阻害されることは想定されない。**
- このため、**ガス導管事業者が、託送供給不可能ガスを、「新規需要」に対して供給しようとする場合には、その「新規需要」と一般ガス事業者の導管とが直着状態であるか否かにかかわらず、ガス導管事業者が自らの導管を新たに敷設して、当該需要に対してガスを供給することを認めることとしてはどうか（ガス導管事業者がその「既設導管」を用いて供給する場合も同様。）。**（次頁に続く）

（注）例えば、東京ガスの託送供給約款においては、標準熱量が45MJと、また、熱量幅が44.20～46.00MJとされており、これらの条件を満たす限りにおいて託送供給を行う旨の記載があるが、「託送供給不可能ガス」とは、これらの条件を満たさないガスのことである。

## 4④ 一般ガス事業者がその導管で受け入れることができないガスをガス導管事業者が供給しようとする場合における判断基準について

- また、ガス導管事業者がその導管を新たに敷設して、一般ガス事業者が現にガスを供給している「既存需要」に対して、託送供給不可能ガスを供給しようとする場合には、理論上は託送供給料金の上昇をもたらす可能性があることから、このような場合においては、国が「需要家の利益阻害性」を評価することとし、実際に需要家の利益が阻害されると認められる場合に限り、ガス導管事業者に対して変更・中止命令を発動することとしてはどうか（ガス導管事業者がその「既設導管」を用いて供給する場合も同様。）。
- なお、これまでの本小委員会においては、ガス導管事業者による導管延伸（新たな導管敷設）に慎重な御意見もあったところであるが、託送供給料金の上昇という形で需要家の利益が阻害されるか否かを評価するに当たっては、ガス導管事業者の導管が新設導管であるか既設導管であるかに意味がある訳ではないことから、ガス導管事業者による導管延伸を一律に禁じることは適当ではない。上記の整理を図示すると以下のとおりとなる。

### 託送供給不可能ガスに係る判断基準

|  |                           | 新設導管・既設導管を用いたガス導管事業者によるガスの供給 |
|--|---------------------------|------------------------------|
| A<br>の<br>供<br>給<br>区<br>域<br>内<br><br>一<br>般<br>ガ<br>ス<br>事<br>業<br>者 | 一般ガス事業者Aからガスの供給を受けている既存需要 | △<br>※原則、国が需要家の利益阻害性を評価。（注1） |
|  | 新規需要                      | ○（注2）                        |

（注1）当該既存需要に対してガスの供給実績があるガス導管事業者については、当該既存需要の規模が、当該ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認める（利益阻害性の評価は行わない。）。

（注2）「○」としている部分であっても、ガス導管事業者が新規需要を獲得できる保証はなく、単に一般ガス事業者と顧客獲得競争を行うことができるという意味合いにとどまる点に留意が必要。

## 4⑤一般ガス事業者がその導管で受け入れることができるガスを ガス導管事業者が供給しようとする場合における判断基準について

- **ガス導管事業者が、託送供給不可能ガスを需要家に対して供給しようとする場合における判断基準は49,50頁のとおりであるが、ガス導管事業者が、一般ガス事業者がその導管で受け入れることができるガス（託送供給を行うことができるガス。以下「託送供給可能ガス」という。）を需要家に対して供給しようとする場合には、当該ガス導管事業者は、一般ガス事業者が行う託送供給を利用することが原則である。**
- **このため、①一般ガス事業者から現にガスの供給を受けている「既存需要」や、②一般ガス事業者の導管と直着状態にあり、当該導管に余力がある場合における「新規需要」に対して、ガス導管事業者がその導管を新たに敷設して、託送供給可能ガスを供給しようとする場合には、一般ガス事業者の既存導管網の有効利用を図る観点から、引き続きこれを認めないこととしてはどうか。【53頁のケースA・B】**
- **他方、ガス導管事業者がその「既設導管」と直着状態である「新規需要」に対して託送供給可能ガスを供給しようとする場合においては、その「新規需要」が一般ガス事業者の導管と直着状態である場合を含め、現行の判断基準においてもガス導管事業者によるガスの供給が認められていることから、こうした場合におけるガスの供給については、引き続きこれを認めることとしてはどうか。【53頁のケースF】**
- **また、現行の判断基準においては、一般ガス事業者の導管と直着状態にある「新規需要」に対しては、一般ガス事業者の既存導管網の効率的な活用を図る観点から、当該導管に余力がない場合であっても、ガス導管事業者がその導管を新たに敷設して、当該「新規需要」に対してガスを供給することが認められていないところであるが、このような場合において、ガス導管事業者が実際に一般ガス事業者に対して託送供給を依頼した場合には、当該「新規需要」と直着状態にある一般ガス事業者の導管には余力がないことから、導管の入替工事が必要になるなど、所要の工事が行われることとなる。**

（次頁に続く）

## 4⑤一般ガス事業者がその導管で受け入れることができるガスを ガス導管事業者が供給しようとする場合における判断基準について

- したがって、このような場合においては、「新規需要」と直着状態にある一般ガス事業者の既存導管をそのまま活用できる訳ではなく、ガス導管事業者が新たに導管を敷設する場合と同様、所要の工事が必要となることから、ガス導管事業者がその導管を新たに敷設して、当該「新規需要」に対してガスを供給することを一律に禁じる必要性に乏しい。このため、こうした場合においては、ガス導管事業者がその導管を新たに敷設して、当該「新規需要」に対して託送供給可能ガスを供給することを新たに認めることとしてはどうか（一般ガス事業者の導管と直着状態にない「新規需要」については、ガス導管事業者がその導管を新たに敷設して、託送供給可能ガスを供給することを引き続き認める。）【53頁のケースC・D】
- また、現行の判断基準においては、一般ガス事業者が現にガスを供給している「既存需要」については、一般ガス事業者の既存導管網の有効利用を図る観点から、ガス導管事業者がその「既設導管」から、当該「既存需要」に対してガスを供給することを一律に認めていないところであるが、第24回ガスシステム改革小委員会（10月19日）においては、「現行の判断基準では、ガス導管事業者が『新規需要』に対してガスの供給を開始した後、当該需要家が一般ガス事業者に供給者を変更した場合には、当該需要家は、当初、当該ガス導管事業者が獲得した需要であるにもかかわらず、供給者を変更した後は『新規需要』と扱われない運用となっており、当該ガス導管事業者は当該需要家を取り返すことができないため、この点は改めるべき。」との整理がなされたところである。
- このため、一般ガス事業者が現にガスを供給している「既存需要」については、一般ガス事業者の既存導管網の有効利用を図る観点から、ガス導管事業者がその「既設導管」から、当該「既存需要」に対して託送供給可能ガスを供給することを認めないことを原則とする一方、当該「既存需要」に対するガスの供給実績があるガス導管事業者については、当該「既存需要」の規模が、当該ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認めることとし、そうでない場合には、託送供給料金の上昇という形で「需要家の利益」を阻害しない範囲内において、その「既設導管」から当該「既存需要」に対して託送供給可能ガスを供給することを認めることとしてはどうか【53頁のケースE】
- 上記の整理を図示すると次頁のとおりとなる。

# 4⑤一般ガス事業者がその導管で受け入れることができるガスを ガス導管事業者が供給しようとする場合における判断基準について

## 託送供給可能ガスに係る判断基準

|  |                               | ガス導管事業者の導管                       |                 |             |
|--|-------------------------------|----------------------------------|-----------------|-------------|
|  |                               | 新設                               | 既設              |             |
| 一般<br>ガス<br>事業者<br>Aの<br>供給<br>区域<br>内 | 一般ガス事業者Aからガスの供給を受けている<br>既存需要 | ×【ケースA】                          | △【ケースE】<br>(注1) |             |
|  | 新規<br>需要                      | 一般ガス事業者Aの導管と直着であり、<br>当該導管に余力がある | ×【ケースB】         | ○<br>【ケースF】 |
|  |                               | 一般ガス事業者Aの導管と直着であり、<br>当該導管に余力がない | ○【ケースC】         |             |
|  |                               | 一般ガス事業者Aの導管と直着ではない               | ○【ケースD】         |             |

(注1) 当該既存需要に対してガスの供給実績があるガス導管事業者については、当該既存需要の規模が、当該ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認める（利益阻害性の評価は行わない。） 。他方、そうではない場合には、一般ガス事業者Aの供給区域内における「需要家の利益阻害性」を国が評価することとし、当該需要家の利益が阻害されないと認められる場合に限り、当該ガス導管事業者によるガスの供給を認める。なお、その他のガス導管事業者については、一般ガス事業者の既存導管網の有効利用を図る観点から、引き続きこれを認めない。

(注2) 「○」としている部分であっても、ガス導管事業者が新規需要を獲得できる保証はなく、単に一般ガス事業者と顧客獲得競争を行うことができるという意味合いにとどまる点に留意が必要。

## 4⑥需要家の利益阻害性の判断基準について

- 上記のとおり、ガス導管事業者が、一般ガス事業者が現にガスを供給している「既存需要」に対してガスを供給する場合には、託送供給料金の上昇という形で「需要家の利益」を阻害することも想定されることから、このような場合には、国が「需要家の利益阻害性」を評価することとしたところであるが、**ガス導管事業者がどの程度の「既存需要」を獲得した場合に「需要家の利益」を阻害することとなるのかが論点。**
- この点、資料3 18頁で御説明したとおり、**託送供給料金単価は、託送供給原価（託送供給に係るコスト）を託送供給量（ネットワーク需要）で除することにより求めることができる**ところ、**ガス事業生産動態統計調査**によれば、平成20年度から平成25年度までの5年度間における都市ガス大手3社のネットワーク需要の平均伸び率は**1.19%**であり、このトレンドからすれば、**今後も毎年度、1%超のネットワーク需要の伸びが想定される**ところである。
- したがって、ガス導管事業者が、一般ガス事業者が現にガスを供給している「既存需要」を獲得するに当たっては、**ガス導管事業者が毎年度、ネットワーク需要の1%に相当する「既存需要」を獲得し続けたとしても、託送供給料金が上昇することはなく、「需要家の利益」が阻害されることは想定されない。**
- 他方、ネットワーク需要が着実に増加すれば、託送供給料金の低廉化という形で「需要家の利益」が**増進されることも想定される**ことから、**ガス導管事業者が毎年度、ネットワーク需要の1%全てを獲得することを認めることは適当ではない。**
- このため、これらのバランスを確保する観点から、**ガス導管事業者は毎年度、ネットワーク需要の一定割合（例えば0.5%）に相当する「既存需要」を獲得することを認めることとしてはどうか。**（注）

（注）①想定されるネットワーク需要の伸びについては、各一般ガス事業者で様々であることから、一律の基準とするか否か、②ネットワーク需要がマイナストrendの一般ガス事業者については、どのように取り扱うか、③ガス導管事業者が既存需要を獲得した結果、託送供給料金の上昇をもたらすことを一律に認めないこととするかは論点。

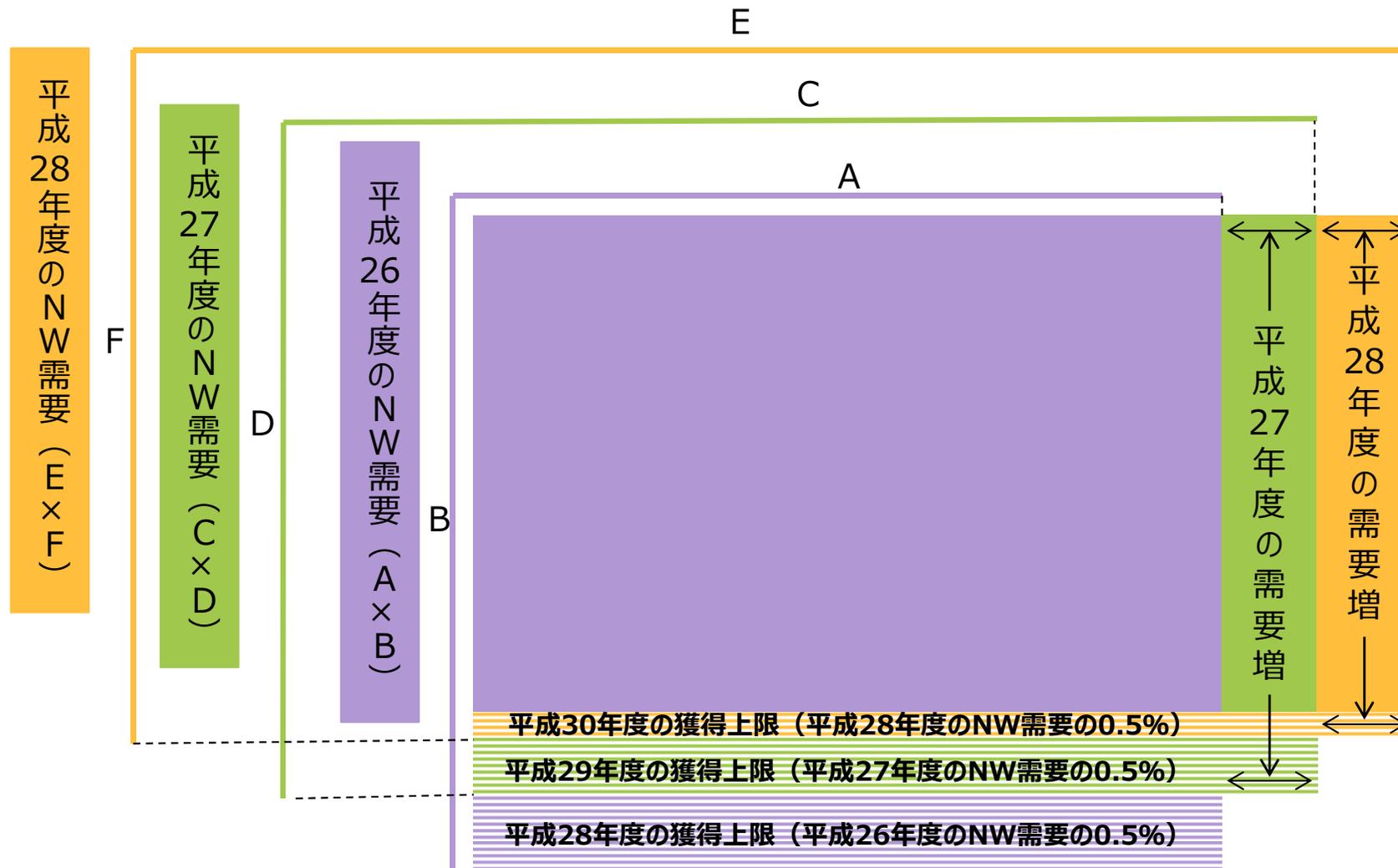
### ガス事業生産動態統計調査における近年の大手3社のネットワーク需要

（単位：1000M）

|           | 平成20年度        | 伸び率    | 平成21年度        | 伸び率   | 平成22年度        | 伸び率   | 平成23年度        | 伸び率   | 平成24年度        | 伸び率   | 平成25年度        | 平均伸び率 |
|-----------|---------------|--------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|
| 大手3社の総供給量 | 1,173,881,354 | -2.71% | 1,142,088,252 | 3.59% | 1,183,095,270 | 2.76% | 1,215,754,200 | 1.01% | 1,228,034,045 | 1.31% | 1,244,127,638 | 1.19% |

# 4⑥需要家の利益阻害性の判断基準について

## ガス導管事業者による「既存需要」獲得のイメージ



(注1) 託送収支計算書が確定するタイミングとの関係で、N年度における獲得上限は、N - 2年度におけるネットワーク需要の0.5%となる。

(注2) 東京ガスの供給区域においては7670万 $m^3$ の需要が、大阪ガスの供給区域においては4391万 $m^3$ の需要が、東邦ガスの供給区域においては1943万 $m^3$ の需要が毎年度離脱することが許容されることとなり、これを平均的な工業用の需要家の件数に換算した場合、東京ガスの供給区域においては21件、大阪ガスの供給区域においては12件、東邦ガスの供給区域においては5件の需要家を毎年度、ガス導管事業者が新たに獲得することが可能となる。

## 4⑦二重導管規制に係る新たな変更・中止命令の判断基準の検証等について

- 第24回ガスシステム改革小委員会（10月19日）においては、「一般ガス事業者がその導管で受け入れることができるガスか否かという判断基準とした場合、受け入れることができないガスを恣意的に製造し、安易に新たな導管を敷設するガス導管事業者も存在し得ることをどのように考えるか。」といった論点を提示したところであるが、このような者による新たな導管敷設を何らの制限なく認めることとした場合、決められたルールを遵守して、**全うに事業活動を行っているガス導管事業者の事業機会を制限する結果をもたらすことになることに加え、一般ガス事業者の既存導管網の効率的な活用を妨げ、その供給区域内の「需要家の利益」を阻害することも想定される**ところである。
- このため、このようなガス導管事業者が現れることを防止するため、**ガス導管事業者が上記のような行為に及んだ場合には、業務改善命令が発動され得ることをその発動要件において明確化**することとし、また、国は、**ガス導管事業者からガス供給に係る届出があった場合には、その供給しようとするガスの熱量等に係る考え方をあらかじめ聴取**することとしたい。（注1）
- また、今回の二重導管規制に係る新たな判断基準は、都市ガス大手3社のネットワーク需要が、今後も毎年度、**1%超の伸びが想定される**という考え方を前提としたものであるが、こうしたトレンドが継続しているか否かを検証する観点から、**ガス導管事業者が毎年度獲得し得る「既存需要」の量については、例えば、3年ごとに見直す**こととしてはどうか。
- 加えて、将来的には、シェールガスの導入により、現在の一般ガス事業者が供給するガスの熱量に変更が加えられ、これが低下していくことも想定される**ところ、このような事態が顕在化してきた場合には、今回の二重導管規制に係る新たな判断基準を維持することが適当であるか否かを改めて検証**することとしてはどうか。（注2）（次頁に続く）

（注1）ガス導管事業者が託送供給不可能ガスを恣意的に製造して需要家に対してこれを供給し、オンサイトで熱量調整を行うことで、結果として当該需要家は託送供給可能ガスを使用しているという事態が発生することも想定される**ところであるが、このような行為も原則として認められない。**

（注2）こうした検証を行うに当たっては、「託送供給可能ガス」と「託送供給不可能ガス」が存在すること自体をどのように考えるか、すなわち、都市ガス会社がその製造所において熱量調整を行うというガス供給に係る現在の仕組みが合理的なのかどうかといった視点も重要。

## 4⑦二重導管規制に係る新たな変更・中止命令の判断基準の検証等について

- なお、第24回ガスシステム改革小委員会において御議論いただいたとおり、小売全面自由化後も導管整備を促進するための託送供給制度として、**需要調査・需要開拓に係る費用については、一般ガス導管事業者がこれをガス小売業者に委託する場合を含め、国の厳格な審査の下、当該費用を託送供給料金原価に算入することを認めることとしたことに加え、本年1月に取りまとめられたガスシステム改革小委員会報告書にも記載されているとおり、導管の整備促進措置として、「建設後一定期間について高めの事業報酬率を設定できる措置」等も新たに講じる予定であることから、今回の二重導管規制に係る新たな判断基準により、一般ガス事業者による導管整備が進まなくなることは想定されない。**
- むしろ、今回の二重導管規制に係る新たな判断基準は、一般ガス事業者の更なる経営効率化を促すことにより、「**需要家の利益**」を増進する可能性がある点に留意が必要である。

## 4⑧引き続き検討すべき論点について

### 【論点1】

「ネットワーク需要の0.5%」という水準は、以下の観点から妥当な水準か否か。

- ガス市場における競争を促進し、一般ガス事業者の更なる経営効率化を促すことにより、需要家の利益を増進するという観点。
- 実際に託送供給不可能ガスの供給を求める需要家（市場ニーズ）との関係。

### 【論点2】

毎年度、ネットワーク需要の0.5%の需要が獲得された場合、ガス導管事業者がこれ以上の需要を獲得することを直ちに認めないこととするか否か。（0.5%超の需要については、厳格な審査を前提に獲得することを認めることとするか否か。）

### 【論点3】

毎年度、ネットワーク需要の0.5%の需要を獲得することを認めた場合においても、ガス導管事業者は、大規模な需要を獲得できないおそれがあることから、例えば、3年間でネットワーク需要の1.5%の需要を獲得することを認めるか否か。

(注) ただし、「ネットワーク需要の0.5%」との水準は、あくまで例示である点に留意。

**1. 小売全面自由化の施行期日等について**

**2. 託送供給料金の審査の在り方について**

**3. 需要調査・需要開拓費について**

**4. 二重導管規制について**

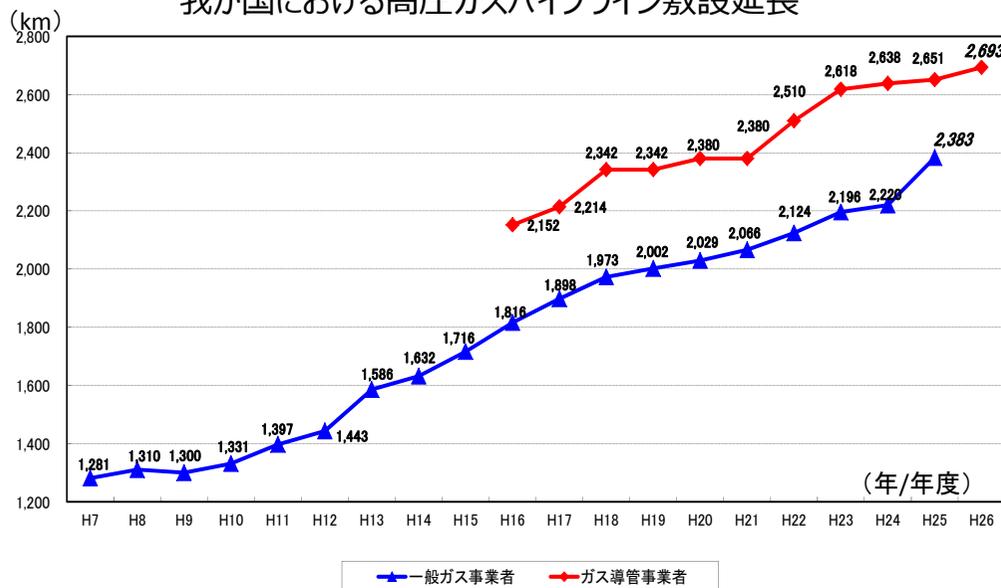
**5. 全体最適的な導管整備方針に係るこれまでの議論  
について**

# 5 ① 我が国のガスパイプラインの敷設状況

- 一般ガス事業者の高圧ガスパイプライン敷設延長は、小売部分自由化が開始された平成7年から平成25年までの18年間で約1.86倍（1,102km増）と順調に増加。また、ガス導管事業者の高圧ガスパイプライン敷設延長については、ガス導管事業制度が開始された平成16年から平成26年までの10年間で約1.25倍（541km増）に増加している。
- しかしながら、我が国は天然ガスのほぼ全てをLNGの輸入に頼るため、**ガス事業者は需要地にLNG基地を設置し、そこから扇状に導管網を拡張してきた**。このため、需要の集積が少ない地域においては導管網の整備が必ずしも経済合理的ではない場合もあることから、**一般ガス事業者の供給区域は国土全体の6%弱にとどまっている**。

## 我が国のガスパイプライン敷設の現状

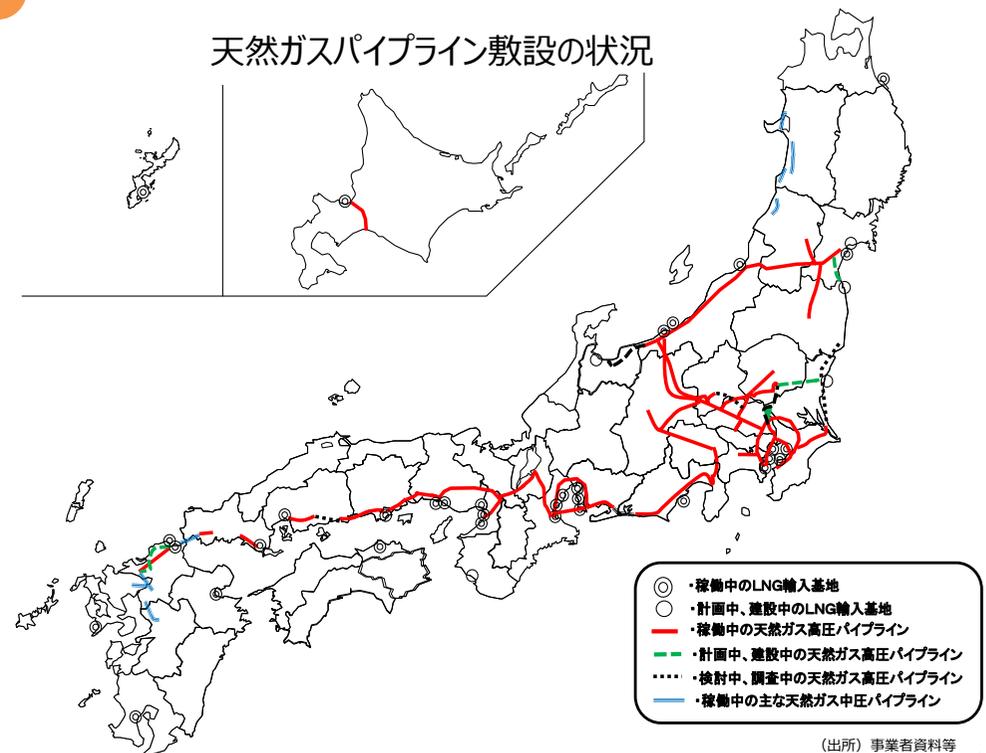
我が国における高圧ガスパイプライン敷設延長



(出所) 一般ガス事業者：「ガス事業年報」、ガス導管事業者：「ガス導管事業（変更）届出書」（事業を営もうとするときに届け出るものであり、計画中の導管も含まれる）

(備考) ガス事業便覧の公表方法の変更等に伴い、平成16年までは年末（12月末）、平成17年以降は年度末（3月末）の数値を記載。

天然ガスパイプライン敷設の状況



(出所) 事業者資料等

## 5 ① 我が国のガスパイプラインの敷設状況（諸外国との比較）

- 日本と諸外国とを比較した場合、日本ではLNG基地を中心に個々の事業者が部分最適的な観点からガスパイプラインを整備してきたのに対し、諸外国では国の関与等により、広域的なガスパイプラインが計画的に整備されてきたという違いが見られる。
- また、ガスパイプラインの敷設状況を国別に比較すると、日本は諸外国と比べて、ガスパイプライン密度（面積当たりのガスパイプライン敷設延長）が小さいことが分かる。

### ガスパイプライン敷設状況の国別比較

|      | 面積<br>k m <sup>2</sup> | 需要家件数<br>千件 | 都市ガス消費量<br>P J | 輸送幹線延長<br>k m | 面積あたり<br>m/ k m <sup>2</sup> | 消費量あたり<br>k m/ P J |
|------|------------------------|-------------|----------------|---------------|------------------------------|--------------------|
| アメリカ | 9,372,615              | 65,389      | 25,154         | 482,790       | 52                           | 19.2               |
| イギリス | 244,820                | 22,219      | 3,804          | 7,400         | 30                           | 1.9                |
| フランス | 547,030                | 11,519      | 1,790          | 36,620        | 67                           | 20.5               |
| イタリア | 301,230                | 20,699      | 3,235          | 32,381        | 107                          | 10.0               |
| 韓国   | 98,480                 | 12,722      | 761            | 2,739         | 28                           | 3.6                |
| 台湾   | 35,985                 | 2,713       | 471            | 730           | 20                           | 1.6                |
| 日本   | 377,835                | 29,458      | 1,536          | 5,034         | 13                           | 3.3                |

（備考）日本のみ平成25年度の値に改定。台湾については平成12年までに建設された幹線延長、日本については高圧導管の総延長を記載。

（出所）平成24年6月天然ガスシフト基盤整備専門委員会資料を一部改定。

## 5 ② 天然ガスシフト基盤整備専門委員会について

- 平成23年12月に公表された総合資源エネルギー調査会 総合部会 基本問題委員会における論点整理における記載（「天然ガスシフトを始め、環境負荷に最大限配慮しながら、化石燃料を有効活用すること」）に基づき、平成24年1月、総合資源エネルギー調査会 総合部会の下に、天然ガスシフト基盤整備専門委員会を設置。
- 化石燃料の中でも最もクリーンかつ世界に広く分散して賦存する天然ガスへのシフトを支えるに十分な天然ガス供給基盤整備の在り方について専門的な検討がなされた。
- 全6回にわたって開催され、同年6月26日に議論を取りまとめ。

### 天然ガスシフト基盤整備専門委員会の委員構成及び議題

|                        |   |
|------------------------|---|
| 委員長 横倉 尚 武蔵大学経済学部教授    | 第1回（1月17日）：我が国の天然ガス及びその供給基盤の現状と課題                                 |
| 委員 柏木 孝夫 東京工業大学統合研究院教授 | 第2回（2月27日）：天然ガスシフトに向けた基盤整備について事業者及びユーザー企業より意見聴取                   |
| 橋川 武郎 一橋大学大学院商学研究科教授   | 第3回（4月6日）：これまでの議論やヒアリング結果を踏まえた論点整理について                            |
| 古城 誠 上智大学法学部教授         | 第4回（5月15日）：東京ガス・大阪ガス・東邦ガスからの供給継続性に関するヒアリング、天然ガスシフト基盤整備の新しいあり方について |
| 八田 達夫 大阪大学招聘教授         | 第5回（6月13日）：取りまとめに向けた議論  |
| 松村 敏弘 東京大学社会科学研究所教授    | 第6回（6月26日）：報告書（案）について   |
| 山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授   |   |

（注）各委員の肩書きは当時のもの。

## 5 ③ 広域天然ガスパイプライン整備の意義

- また、同専門委員会報告書においては、広域天然ガスパイプラインを整備する意義が以下のとおり整理された。

### 広域天然ガスパイプライン整備の意義

天然ガスシフト基盤整備専門委員会報告書より

#### ① ガスの安定供給性の向上（セキュリティ強化）

一極集中したLNG基地に依存するのではなく、供給の多重化（系統の多重化、拠点の分散化等）を進めることで、全体最適的なネットワークとしての供給継続性を高める。

#### ② 天然ガスの利用可能性の向上

天然ガス供給基盤を抜本的に強化することにより、産業部門でのエネルギーとしての活用や分散型エネルギーとしての天然ガスの活用ニーズ等に応え、天然ガスの利用可能性の更なる向上を図る。

#### ③ ガス料金及び電気料金の低廉化の可能性

天然ガス供給基盤を整備することにより、天然ガスの調達の柔軟性が增大したり、卸取引の活性化が実現することが期待される。

#### ④ CO<sub>2</sub>削減

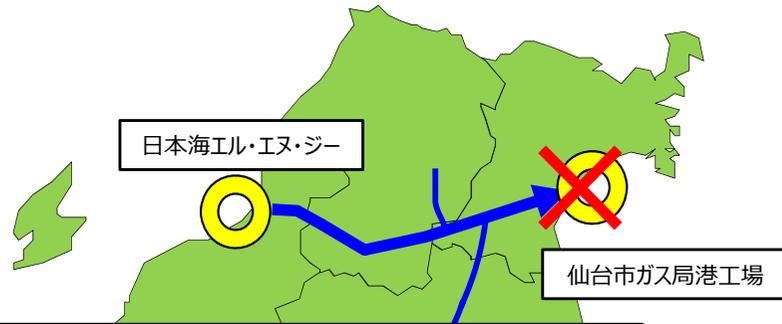
天然ガスの利用可能性向上により、天然ガスへの燃料転換や需要地近接のエネルギー輸送ロスの少ない天然ガスコジェネの活用が進めば、CO<sub>2</sub>削減が図られる。

# (参考) セキュリティ強化の必要性

- 東日本大震災の津波被害により、我が国初のLNG基地長期機能停止が発生。産業部門を含む仙台の36万件もの需要家に1年近い供給不能が起こり得たものの、新潟から仙台を結ぶパイプラインによる代替供給により早期復旧が実現。
- 今後、仮に一極集中したLNG基地に天然ガス供給を依存する大都市圏において同様の事象が起きた場合、天然ガスの供給が途絶するリスクがあることが顕在化。

## 東日本大震災発生時の状況

(出所) 第1回天然ガスシフト基盤整備専門委員会資料



### 【新潟～仙台天然ガスパイプライン】

- 東北電力、仙台市ガス、東部ガス、大口需要家に天然ガスを供給。J A P E X が設置。

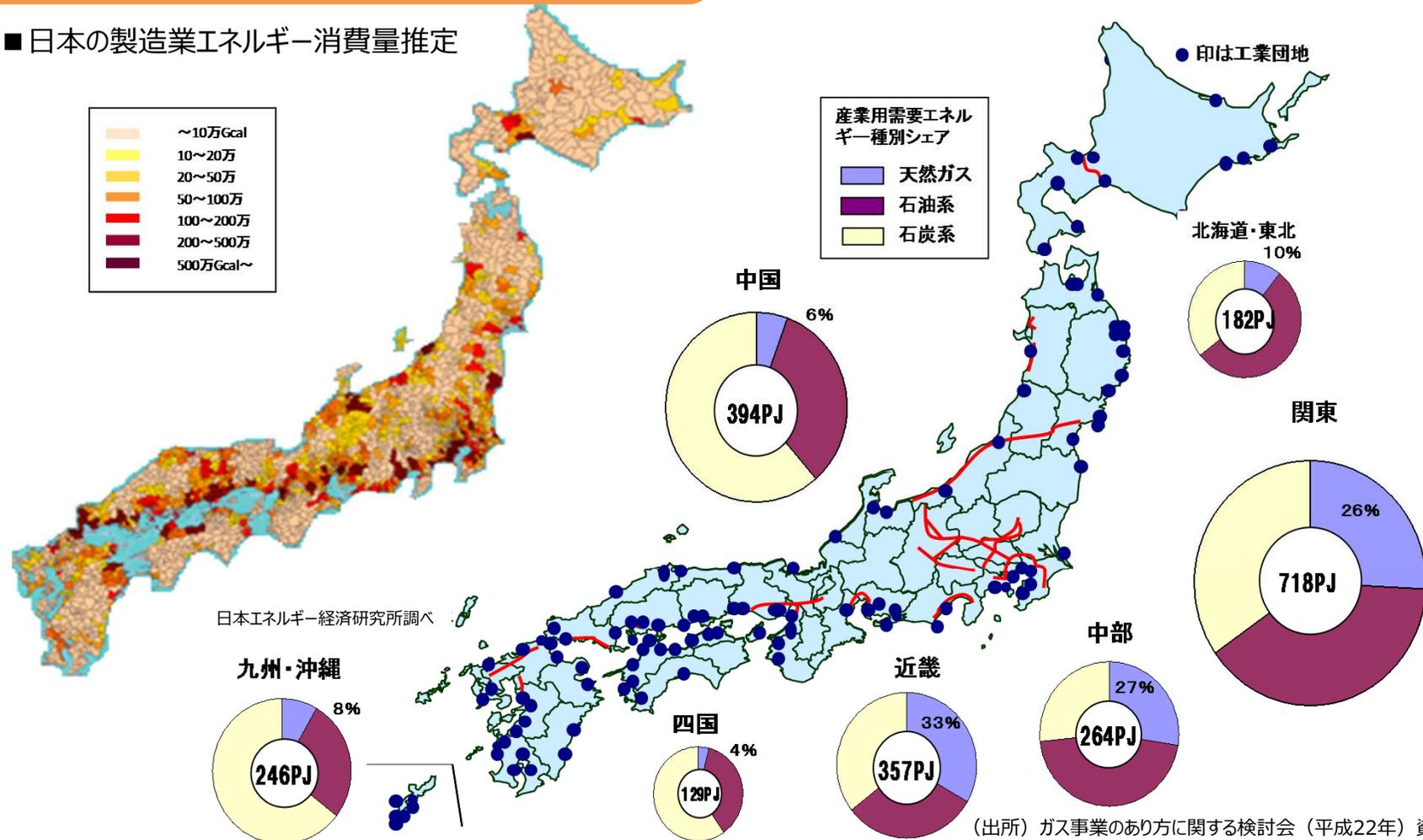


# (参考) 天然ガスの利用可能性の向上／CO<sub>2</sub>削減

- 我が国の天然ガスパイプラインは、全国の産業用需要エリアにおける整備が十分になされていない現状にあり、今後天然ガスの供給基盤整備を進めることは、需要家の天然ガスの利用可能性向上に資する。
- また、他の化石燃料から天然ガスへの燃料転換や、需要地近隣でのエネルギー輸送ロスの少ない天然ガスコジェネの活用等が行われれば、CO<sub>2</sub>削減を図ることができるというメリット。

## 全国の産業用需要エリアと導管網の敷設状況

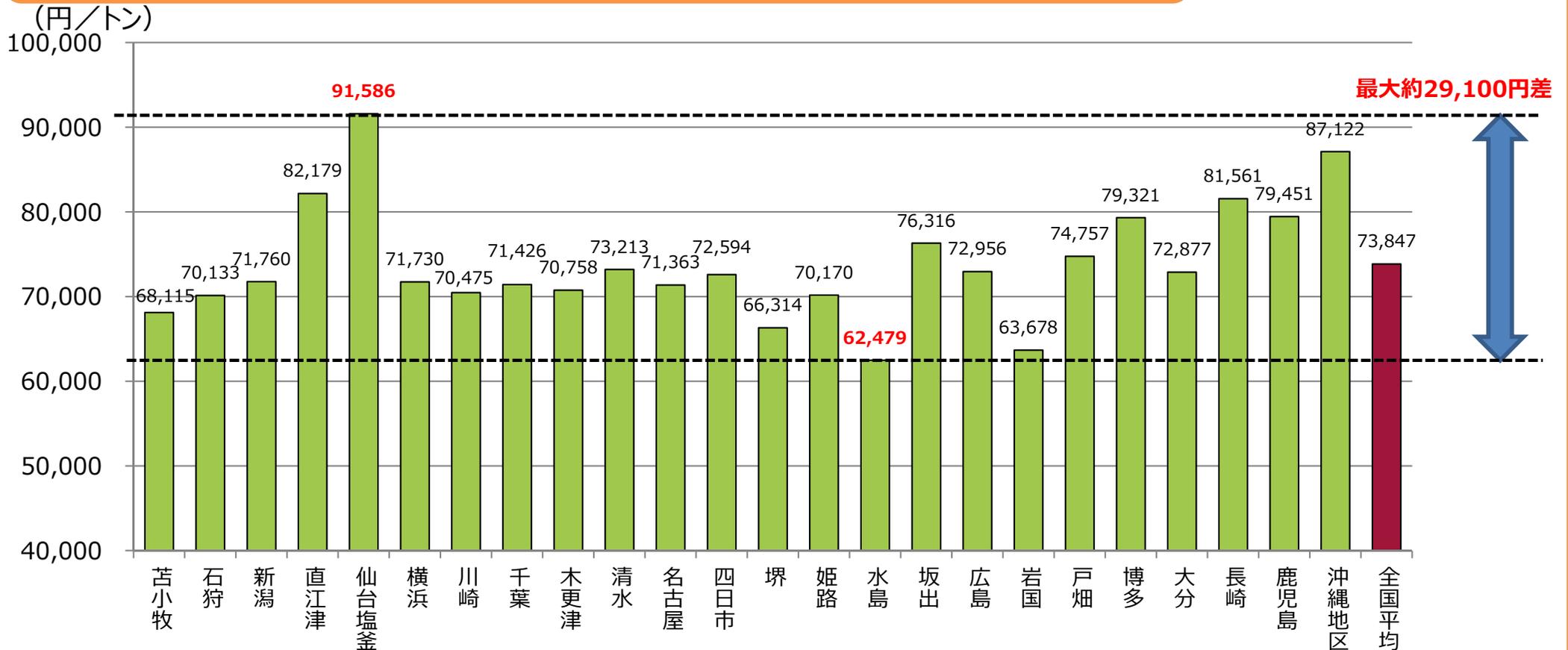
■ 日本の製造業エネルギー消費量推定



# (参考) ガス料金及び電気料金の低廉化の可能性

- 税関別 LNG 輸入価格を比較すると、LNG 基地間で大きな価格差が存在。
- 輸入価格が高価格となっているのは、原料を小ロットで、かつ、大きな需要変動にも単独で対応するような調達を行っていることに起因する場合があると考えられるが、LNG 基地間の連結が進めば、相対的に高い LNG を海外から調達している事業者が、相対的に低い価格の天然ガスを、パイプラインを通じて他事業者から調達できる可能性がある。

## 税関別 LNG 輸入価格：5 年間（2010 年～2014 年）の単純平均



(出所) 貿易統計

(備考) 苫小牧は2年間、石狩及び沖縄地区は3年間、直江津は4年間の単純平均。

## 5 ④ 広域天然ガスパイプライン整備に向けた主な措置

- 加えて、同専門委員会報告書においては、我が国の天然ガス供給基盤は、「各事業者の投資判断の下で**部分最適的に整備が行われた結果**、我が国全体で見た場合、天然ガスパイプラインは電気の送電線のようにネットワークが構築されておらず、**分断されており、三大都市圏間でのガスの相互融通もできない状況**」と評価されており、今後は、**国が全体最適的な整備方針を策定し、それに基づいて、民間事業者が整備を行っていくべき**であるとされた。
- 更に、同報告書においては、「**収入と社会的効果が整備コストを上回る可能性のある広域天然ガスパイプラインについては、全体最適的な視点から整備されるべき**であるが、**事業収入に加え、セキュリティ向上、利用可能性向上、価格低廉化、CO2削減等といった社会的効果の部分も含め、費用便益を分析**」することが必要であるとされている。
- また、導管接続に係る民間事業者の利害が一致しない可能性があることも踏まえ、**事業者間の利害調整に係る仕組み**を設けることや、事業採算性を高めるため、**沿線の天然ガス需要を喚起するための施策**を検討することが必要であると整理されている。

### 【措置①】

国が全体最適的な整備方針を策定。

### 【措置②】

費用便益分析の結果、事業収入と社会的効果が整備コストを上回る広域天然ガスパイプラインについては、全体最適的な観点から整備されるべき。

### 【措置③】

事業者間の利害調整に係る仕組みの導入が必要。

### 【措置④】

事業採算性を高めるため、沿線の天然ガス需要を喚起するための施策の検討が必要。

## 5 ⑤ 改正後のガス事業法における措置と今後の検討の進め方

- **改正後のガス事業法**においては、同専門委員会報告書において整理された広域天然ガスパイプライン整備に向けた措置のうち、「事業者間の利害調整に係る仕組み」として以下の規定を設けたところであり、「沿線の天然ガス需要を喚起するための施策」については、第24回ガスシステム改革小委員会において、**導管網の整備促進に資する需要調査・開拓費等を託送料金原価に算入することを認めることとしたところである。**
- 今後、議論を進めるに当たっては、**専門委員会終了後に整備が進展した天然ガスパイプライン（三重・滋賀ライン、姫路・岡山ライン、静浜幹線、埼東幹線など）が存在することを踏まえ、まずは、事業者から、我が国における天然ガス供給インフラの現在の整備状況及び今後の見通しを確認した上で現状の「評価」を行い、広域天然ガスパイプライン整備の必要性や意義を再確認することとしてはどうか。**
- その後、個々にニーズのあるルートが浮上することとなれば、それらをモデルケースとして、費用便益分析も行いながら、そのルートに係る天然ガスパイプラインを整備することの意義を検証することとしてはどうか（小売全面自由化を実施することとしていることに鑑み、この検証を行うに当たっては、「競争活性化に資するか」という観点も重要。）。

【参考】改正後のガス事業法における規定

- 第八十五条 **一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者**（以下この条において「ガス導管事業者」という。）は、他のガス導管事業者と相互に協力して、ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管と他のガス導管事業者が維持し、及び運用する導管との接続その他のガスの使用者の利益を増進し、及びガス事業の健全な発達を図るための経済産業省令で定める措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 **ガス導管事業者が他のガス導管事業者に対し導管の接続に関する協議を求めたときは、当該他のガス導管事業者は、導管の接続によりその維持し、及び運用する導管の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。**
- 3 **経済産業大臣は、ガス導管事業者間において、その一方が導管の接続に関する協議を求めたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、又は協議が調わなかつた場合で、当該一方のガス導管事業者から申立てがあつたときは、導管の接続によりその維持し、及び運用する導管の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があると認められる場合を除き、当該他の一方のガス導管事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。**
- 4 **前項の規定による命令があつた場合において、ガス導管事業者間の導管の接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額その他の導管の接続に関する取決めの条件について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、経済産業大臣の裁定を申請することができる。**  
ただし、当事者が第百七条第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

5～9 （略）